

第十三回 参議院内閣委員会會議録第二十六号

(六八八)

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)午
前十一時二分開会

委員の異動

五月十九日委員草葉隆園君辭任につ
き、その補欠として石原幹市郎君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君
鈴木 直人君

委員

中川 幸平君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豐次君
成瀬 幡治君
上條 愛一君
栗栖 越夫君
三好 始君
松原 一彦君
和田 博雄君

委員外議員

國務大臣

文部大臣

政府委員

總理府恩給局長

文部大臣官

房總務課長

文部省社会教育局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

文部省管理局長 柴田小三郎君
著作権課長

本日の會議に付した事件

○文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出・衆議院送付)

○恩給法の特例に関する件(措置に関
する法律案(内閣提出・衆議院送付))

○委員長(河井彌八君) これより内閣
委員会を開会いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律
案(閣法第百二号)これを議題といた
します。本案につきましては大分委員
諸君の御質疑が進行したと思ひます
が、なおこの際御質疑のありまするか
は御質疑を願ひます。

○上條愛一君 二点ほど大臣に御質問
申上げたいことがあるのです。実は著
作権審議会の委員の選定をどういふ
うな方針でおやりになるかというよう
なことが大体きまつておいでならば、
その説明をお願いしたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 従来ほかの
審議会についてもそういたしておいま
するけれども、民間の学者とか、殊に
著作関係の人とか、又は学識経験者と
か、そういうような人々を主に選定し
ておいたと思つております。

○上條愛一君 で私がなぜこの御質問
を申上げるかという、前に、現在存
在しておるものですが、文部大臣裁定
限りのこの著作権法改正案起草審議会
の委員の選定の場合に大分ごたごたが
あつて、著作権協議会のはうの側の委
員が何か忌避したというふうな事柄も
あり、何か感情的にも現在文部省に設

置せらるる各種の協議会或いは審議会
に、十分この民間団体の了解理解とい
うものを得ておらないような点がある
のじやないかと私思ひますので、新
たに設置しようとする著作権審議会の
委員は、その点について十分御配慮を
願ひなければならんじやないかとい
う、まあ考えでありますので、御質問
申上げたのです。

それからもう一点御質問申上げたい
問題は、著作権審議会の仕事のところ
に、その他著作権に関する事項」とあ
ります。そのその他著作権に関する
事項というものの、今のところどの
ような事柄を予定しておられるか、若
しありましたら、具体的なお話を願ひ
れば結構であります。

○國務大臣(天野貞祐君) 政府委員か
らお答えさして頂きます。

○政府委員(相良惟一君) ここで大体
今のところ考えております事項は、著
作権法の改正であるとか、或いは著作
権に関する條約に加入する場合である
とか、そういうようなことを差当り考
えております。

○上條愛一君 ちよつと御質問します
が、文部大臣裁定限りの著作権法改正
案起草審議会というものは、現在なお
存置してあります。どうですか、
その点……

○政府委員(相良惟一君) 現在もなお
存置しておりますが、これができまし
たいきさつにつきましては、占領当局
の示唆もございましたので、今度は自
主的な立場でこの著作権法の起草

協議会の運営につきましても新たな構
想を以て臨みたいと思つております。

○上條愛一君 それではなおこの著作
権法改正案起草審議会というものは、
今後も存続して行く考えなんですか。

○政府委員(相良惟一君) その点につ
きましては目下研究中でございます。

○上條愛一君 若しこれを存続して行
くとすれば、この著作権審議会でも、
今おつしやるように改正案についての
事項を付議せられるというお考えだと
いうことであります。そうすると、
両方にそういうものを併存して行くこ
うことになると思ひますが、その点
についてはどういふようにお考えにな
りますか。

○政府委員(相良惟一君) 目下考えら
れておりますことは、このたび著作権
審査会が審議会になりました。審議事
項が拡張されたわけでございます。す
で、従来ものの存在理由が非常に薄
くなりまして、その点十分考慮した
と思ひます。

○委員外議員(和田博雄君) 今のにち
よつと関連して……。結局考慮すると
いうことはやめると、こう解釈してよ
ろしいです。著作権法起草委員会と
いうものを……

○政府委員(相良惟一君) 只今の御質
問の趣旨がちよつとはつきりしないの
ですが……

○委員外議員(和田博雄君) いや今の
ね、審議会ができたから従来あつた委員
会ですね、起草委員会、これは考慮す
るというところは、端的に言えばやめる
のだと、こう解釈してよろしいござい

ますね。

○政府委員(相良惟一君) 大体そうい
うようなことを考えております。

○楠見義男君 その点について問題が
あるようなんです。その点については、著
作権協議会というもののからいへば、
まあ執拗にと言つと語弊がありますが
、陳情が我々の手許に来ておるので
すが、その陳情の理由は、これは私は
必ずしもこの前に申上げたように、法
律的には我々を納得させるだけの理由
はないと思つておるのです。ただ感情
的に或いは政治的にいへば、その危惧
の念を持つておる。その危惧の念を持
つておることについては、私は文部省
の従来の方針について不徳のいたす
ところがあつたのじやないかと思ひま
す。その点で例へば著作権
の法律に関する改廃の問題で、この審
議会でもやられたのでは、従来著作権
法改正審議会と同じようなふうな、と
んでもない案が出て来はせんかとい
うことを実は心配して、そのことがこ
こにある「その他著作権に関する事項」
というものを削つてもらいたい、こ
ういう要望になつておるのです。そ
こで今上條委員或いは和田議員から御
質問になつた点なんです。一方の審
議会はやめると、一方の審議会はやめ
てこのほうでやるというところにつ
いて、今の御答弁で言いますと、はつき
りはおしやしません。大体その方向
のようになつておられるのですが、そ
うなると一方のほうに、著作権協議会
の心配の点がいへば、濃くなるのじや
ないかというふうな逆の考え方もあ

のです。私は実は自問自答しておつたことは、ここにある著作権法第二十二條の五又は第二十七條第二項の規定による償金の額とか、或いは著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律第三條の規定による使用料規程の認可とか、こういう項目はむしろこの著作権審議会における審議事項としては専属的のことであつて、ここに書いてあるような償金の額とか、或いは使用料規程の認可というようなのはほかの委員会ではやらない。若しやればそれは非常におかしいことになるので、この項目はこの審議会における審議の専属事項である。但し著作権に関する法令の改廃のようなのはこの委員会にかけてもいいし又広く各方面から意見を聞くという意味で、この審議会のほかには或いは又別の臨時の委員会を設けるとか、或いはそうでなくとも民間の意見を聞くとかいろいろ各方面の意見を聞いて、著作権法改正においてはできるだけ広く民主的に意見を聞き、そして文部大臣が原案を作成せられる、こういうふうにして了解するのがこの法文の文字の解釈としては当然考えられるのじやないかというふうに、先に申上げたように自問しておつたのです。ところがそうじやなしにはほかのほうの委員会はやめて、新たにできる著作権審議会において専属的にそういうことを考えたいという意味ならば、そういうことを私はこの法文で明らかにしたほうがいいのじやないか、こう思うのですが、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(相良惟一君) 著作権に関する事項と、ここに書いておいて、従来の著作権審査会から審議会に移りましたので、多少審議事項を拡張いたしました

のは、切替に當つてこの著作権審議会を以て審議会の委員に民間のかたを多数をお願いいたしましたので、この著作権法の改正その他についての意見を十分聴取して、施策にその趣旨を盛つたほうがいいのではないかと、こういうような考え方でございまして、ただこの著作権審議会ができたからと言つてほかのものを全部やめるといふことは、まだ今のところ先ほど申し上げました通り考慮中であつて、ただ従来ありました起草審議会というようなもの存在理由が薄くなるのではないかと、このことを一応考えております。

○補見委員(若原) そうしますと、結局現在のところでは、仮に著作権法の改正のようない問題が起つたときには、これはまあ従来から、前の著作権審査会當時からの委員の人々の御希望によつて、できるだけ文部大臣が希望するところを立案する場合に審査会に付議してもらいたい、こういう要望に従つて今回からこういうふうな審議事項が拡大されておるわけですから、従つて新たにできる著作権審議会においては勿論そういうことは付議される。これは私は問題はないと思つたのです。同時に排他的であるというか、専属的であるかどうかというところが問題なんです。若しほかの別に委員会とかその他のものを設けずにこの審議会だけでやつて行くというならば、その点を明らかにしたほうがいいし、若しそうでなければ、ほかのほうを廃止するとか或いはどうとかいうような問題は実は問題にならないのじやないかというふうに思ふのですが、その点伺つておるのです。

○政府委員(相良惟一君) 従来の法的根拠を持たないものよりも、こういう著作権審議会というより、明らかに法律の根拠を持つておりますところの審議会を以て著作権法の改正、その他の審議会の意見を徴して施策に誤りなからしめるというほうがよろしいのではないかと、こういうふうなことで今度審議会の目的を追加したいというわけでございます。

○栗栖越夫君 関連して……今のお話は立法として非常におかしい議論だと思ふのです。今の起草審議会のほうも場合によると存置されることもあるし、或いはこの審議会のほうもできるというところもあり得るというところが考えられるような御答弁だと思ふのです。そうしますと、いづれに付議するかというところは文部大臣のディスクリション、自由によつてなし得るということに解釈し得るということになるのですか、どうでございますか。

○政府委員(相良惟一君) 起草審議会のほうは法的根拠がありませんので、先ほど申し上げました通り占領期間中に司令部等の示唆等によつてこういうふうなものもできたのでございしますが、今度ははつきり法律の根拠を持ちますところの著作権審議会というより、今のもの、これによつて主として著作権法の改正その他についての意見を聞きたいという考え方でございまして。

○栗栖越夫君 それで今まだいまいなんですが、主としてということであれば、一部は又起草審議会にかけることになる。私は審議会にそれがかかるなら、この際補見委員のお話のように、専属にする、一方を廃止する、というならば私はよくわかります。両方

を存続するというならば、文部大臣は自己の選択によつていづれにでも付議ができるのかどうか。そういう場合の大体の方針順序というものはどういふものであるかということもわからないと、この審議会はできぬことになると思ふのです。私その点を疑問に思つておるのですが、これは或いは疑問として出しておきまして、質問が進むに従つてこれを明らかにしてもらつてもいいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 政府から説明を求められたら如何ですか。

○政府委員(相良惟一君) 只今の御質問に對しては答えたいと思つたので、このたび著作権審議会ができましたから、勿論これに全部著作権法の改正その他についての意見を徴すべきだと思ひますが、従来の行きがかりその他もございしますので、漸次これに切替えて行く、こういうふうな考えで行きたいと思ひます。

○栗栖越夫君 その漸次というお言葉は、一時両建があるということ、私はこの問題が却つて危惧を生ずる元だと思ひます。それをはつきりした態度でお臨み願われないと、我々も審議はできぬということになると思ひます。その辺どうですか。

○竹下登次君 ちよつと関連いたしましたから一緒に伺つておきたいと思ひます。私は今まで、今提案されておる著作権法というものができますれば、それでおやりになるまで、並行してほかの委員会があつて、両方でおやりになるなどということは全く私は頭になかつたのです。今政府の御説明を伺つておりますと、大体そういうお考えのようでありまされども、まだ文部省

のほうではそういうことにするのだという。一本にするのだということを大臣の御了承まで得ておられないので、政府委員から或いははつきりしたことをおつしやるのはちよつと都合が悪いのじやないかというふうな感じもしてゐるのですが、併し今栗栖さんから言われましたように、その問題がはつきりしないといふと、私などの審議も大変困ることになります。もう大方そういう方針でありまされば、大臣からこの席ではつきりそれを言つて頂くことが審議を進める上に大変都合がいいのじやないかと思ひます。

○國務大臣(天野貞晴君) お説は誠に御尤もでございます。私は一本に切替える考えでございます。

○委員(外田(和博)君) ちよつと僕がまだ不勉強なものですから、質問が済まぬ方も多いが、参考までにお聞きしたいのですが、著作権審査会が著作権審議会に変わるのですが、委員の数も殖えるのですか。

○説明員(柴田小三郎君) 御説明申し上げます。委員の人員につきましては、現在著作権審査会というものがございまして、これは勅令によつてございまして、現在それは二十五人でございまして、審査会令を改正しまして、その二十五人を変更する、こういうふうなことは考えられてもいいのではないかとと思ひます。

○委員(外田(和博)君) 今あなたのはどういふふうな考えられてゐるのですか。

○説明員(柴田小三郎君) 今著作権課としては、殖やしたほうがいいのではないかとと思つております。又我々推薦

のほうではそういうことにするのだという。一本にするのだということを大臣の御了承まで得ておられないので、政府委員から或いははつきりしたことをおつしやるのはちよつと都合が悪いのじやないかというふうな感じもしてゐるのですが、併し今栗栖さんから言われましたように、その問題がはつきりしないといふと、私などの審議も大変困ることになります。もう大方そういう方針でありまされば、大臣からこの席ではつきりそれを言つて頂くことが審議を進める上に大変都合がいいのじやないかと思ひます。

○國務大臣(天野貞晴君) お説は誠に御尤もでございます。私は一本に切替える考えでございます。

○委員(外田(和博)君) ちよつと僕がまだ不勉強なものですから、質問が済まぬ方も多いが、参考までにお聞きしたいのですが、著作権審査会が著作権審議会に変わるのですが、委員の数も殖えるのですか。

○説明員(柴田小三郎君) 御説明申し上げます。委員の人員につきましては、現在著作権審査会というものがございまして、これは勅令によつてございまして、現在それは二十五人でございまして、審査会令を改正しまして、その二十五人を変更する、こういうふうなことは考えられてもいいのではないかとと思ひます。

○委員(外田(和博)君) 今あなたのはどういふふうな考えられてゐるのですか。

○説明員(柴田小三郎君) 今著作権課としては、殖やしたほうがいいのではないかとと思つております。又我々推薦

母体というふうなものを考えまして、任命の方法なんかも適当に考えたほうがいいのではないかと考えております。

○委員外議員(和田博雄君) そういふことになるから、いろいろ私は民間の人たちに非常に官製的なものになつて来て、民主的なものでなくなるといふ心配があると思うのです。ですから、今お聞きすると、具体的な案もまだおできになつていないようですが、著作権の今度審議会にしまして、それで審査の事項を結局殖やして行くわけなんです。今までは二つのことを主として審査して参つておつたのですが、今度はいろいろなことがそれに入つて来て、例えば著作権に関する條約とか著作権法の改正とかいうようなことになつて来ると、やはり委員の構成ということが基本的な問題になつて来ると思ふのです。非常にこの官製的な、官僚制というのか、そういう印象をやはり与えて来るのは、そういうところから出て来るのではないかと私は危惧するのですが、そういう点について今までの法令によらない委員会等の関係その他いろいろあるでしょうが、そのところは私は文部省のほうとされて基本的な方針だけはやはりおきめになつて、それについての具体的なやはり案を持つておられんと、これは審議をやつて行く上に非常に困るのではないかと思ふのです。例えば従来日本の審議会とか委員会については、これは又いろいろ意見がありますけれども、かなり重要な殆んど著作権については基本的な問題を取扱うものであるだけに、そういうところの点はむしろはつきりされておかないと、これは我々のほう

としても非常に審査に困るのですが、そのところは文部大臣どうなんでしょうか。やはり基本的な方針と、それについての具体的なやはり案というものは持たれてこれをお出しになつてゐるのかどうか、今の委員の数だとか、選定の仕方とか、従来との関係といったものはどういふふうになつてゐるのか、そのところをもう一遍はつきり……

○国務大臣(天野貞祐君) これは従来も私が関係する限りできるだけ民主的にやろうと思つてゐるのですが、決して官僚的にやろうなと思つておらないのです。それで民間のかたにも入つて頂き、それからこういうことに経験のある学識経験者というものも入れて、できるだけ民主的に構成して行こうと、そうして人数ももう少し殖やしたほうがいいという考えであります。ただ一人々々のことでどういふ人をするのだというところはまだ申上げられるところになつておりませんけれども、方針としてはどこまでもそういう方針でやろうという考えでございます。

○上條愛一君 それはまあ曾つて勝本さんの著作権調査局設置の企てがあつたやうでありますし、それから著作権法改正案の起草審議会のときにも、委員の選定の問題で民間団体の忌避問題もあり、従来の文部省のやり方というものが民主的でなかつたという、極論すれば官僚制の色彩を強めて、十分民間団体との了解、理解というものが少かつた、こう考えられるのです。そこへ持つて来て著作権審議会というものが法的にこれは従来の審査会と違ひまして、その他著作権に関する事項と、極論すれば何でも著作権に関する

ことはこの審議会で行い得るところという建前でしょう。而も、その委員の選定というふうなものが十分民間団体の納得の行くような案をお持ちかどうかといふことも不明瞭である。そういう場合に、この審議会に著作権に関しは改正の問題でも條約の問題でも何でもここで調査審議できる、こういうことにするといふと、まず、審議会を文部省が官僚制的に利用し得るといふ懸念がせられるので、民間団体がこのその他著作権に関する事項というふうなものを含めるといふことに強硬に反対しておる理由ではないかといふふうに我々は考えるわけです。ここに御配慮を願わなければならぬ点があるわけです。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は従来といへども官僚が自分の自由につつ審議会を利用しようとか、そういう考えではないと思ふのですが、一番この旨点と申しましようか、それはやはりよく意思が疎通しないという点にあつたと思ふので、だから今後はよく民間団体の諸君にも了解を得てやるといふ方針を進めば、私は御了解が得られるのではないかと思います。従来でも決してそういう悪い考えを持つてやるのではないけれども、理解がよく届かないという点がある、あるといふふう

に思つて、そういう点は今日は非常に變つて来ておる、文部省の機構なども従来のような官僚主義といふようなものでもなくなつて来ておると私は思ふので、そういう点は十分に民主的にやりたいと思つております。

○上條愛一君 それならば、一休審査会を審議会にしようといふこの原案を出される場合において、十分民間団体

に理解を求めるような何か御相談をなさつておるかどうかという問題です。

○政府委員(相良惟一君) 民間団体の意見も、個々のものではございますけれども、徴したことはございます。

○上條愛一君 その点十分順序を踏んでやられておるといふわけですか。

○説明員(柴田小三郎君) 例えばNHKとか、松竹会社とか、或いは民間のエキスパート等に、こういうふう

に改定したといふことを了承を得ております。

○上條愛一君 我々の聞くとこによれば、個人的には如何であるか存じませんが、例へば著作権協議会に教団体加盟されておるようですが、正式にこれらの団体に向つて意見を徴してはあらんといふふうに聞いておるのですが、實際はどうなんですか。

○説明員(柴田小三郎君) 著作権協議会には相談いたしません。といふのは、この改正案はむしろ日頃著作権協議会あたりが主張しておる民間の意見を徴して、著作権に関する行政の方向をきめてくれといふような意向に副うものと考へましたから、著作権協議会には、相談いたしておりません。

○上條愛一君 副うものというただ一方的の推定の下に、やはり事前にこういう重要な問題を改正される場合に正式にその意見を徴しておらんとするとは、これは大臣は文部省の方針は最近民主的に運営するといふ方針であると言われておるけれども、具体的にはそれが現実に徹底しておらんとするに我々は考へるのです。ただ方針がそうだといいことだけでは完全でないであつて、その方針をやはり具

ものは運営できないのではないかとはいふに私はまあ考へるのです。

○委員外議員(和田博雄君) 文部大臣にちよつとお聞きしたいのですが、文部大臣のやはり意図はこれは非常に善意の意図であらうと思ふのです。だけれど、善意の意図だけでは實際物事は運びませんので、やはり構成員といふか機構といふか、メカニズムが必要になつて来ると思ふのです。それはこの審議会が恐らく諮問委員会なんであつて、これが決定したものを必ず政府がそれをとつて実行に移す義務というものは恐らくないであらうと思ふのです。それであればあるだけ、ここにやはり民間の本当に公平なものが出来なければならぬ、それが出来ればなればその構成委員がやはり役所の都合のいい人がたくさん實質上占めてしまへば、どんなにいい意図を持つておつても民間の意見といふものは反映しないのです。最後は多数決で行けば、だからこの審議会といふのは今あなたの善意が反映されるようにしようとするならば、この構成において本当に民間の団体の人たちの意思を代表する人がやはり多数出て来て、まあお役人の人は、恐らく役人はこれは悪意がなくとも、やつて見て結局最後はきめるのはこれは閣議で大臣がきめられるのです。そうすると、そこで政治的に見てどうも政府に都合が悪いといふような意見が出そうだとすることになれば、そういう委員が大体出て来ないのです。實際今までの経験からいって見てそれは政府の必ずとられる立場なんです。ところがこうした著作権法だなんだといふものはこれは一國の文化の基礎をなすものであればあるだけ、

そういつた片寄つた観点から政治があらまきりこに入つて来るというところは、恐らく大臣といへども避けたほうがいいと思われたいと思うので、そのなつて来ればこの構成についてこの法案を出されるにどういふような一体比例で本間に民間の人の意思が代表されるような形にされているのか、どういふような一体仕組で選ばれるのかというようなことがやはりありまさんと、本当はこれは審議にならんとするのです。そこを僕はどういふ程度のことをお考えになつておられるのか、もう少し具体的に案はお聞きしたかつたのです。そこからすべしというの疑問が私の言つたような点から出て来ているのじやないかというふうに私は思ふのですけれども、如何でしよう。

○国務大臣(天野貞祐) 私は今和田さんのおつしやつたことはいち／＼御尤もだと思つております。そういう線でもただ善意さえあればよいと思つておりませんが、併し善意がなくちや駄目だということも和田さんの御承知の通りだと思ふのでありまして、その善意で以て本間に民主的にやりたいと思つておられるのが、併し行届かないことがあつたのではいけませんから、御注意によりまして、十分注意深く私もこれをやりたいと思つております。

○委員外議員(和田博雄) これは委員のやはり選出方法、人数、その他今考へられておられることを少し具体的に資料としてあつてお出しを願つて頂きたいと思ふのですが。

○政府委員(相原惟一) 著作権審議会は、若しこの法律が通りますと、この法律に基づきまして著作権審議会令という政令を制定する意向でございます。

す。その政令の中で審議会の委員の選出方法等も規定したいと思つております。目下考へておられるのは、民間の団体から委員を推薦するというような方法で、十分一方的な任命でないようなそういうやり方を考へて行きたいと思つております。

○委員外議員(和田博雄) 私はこの法律の審査をやる際には、必ずそれに伴つた重要な政令というものは同時に資料として昔は出されたものだと思ふのですが、やはりそれがないと思ふのは法律の審議には私にはならないと思ふのです。そういう意味でこの資料を是非出して頂きたいと思ふのです。

○栗栖勉夫君 それじやそういう政令がありますれば、私はこのその他著作権に関する事項という、私はこゝの問題が起ることもいろいろな事情もありましようけれども、大体戦争中の国家総動員法のような非常に漠とした規定であつて、そうしてあつたときです。今和田議員のお話のように政令の主要事項というものを大政令で掲げるといふこと、それから委任命令のときなどもその委任命令の事項を出しておられるのが普通であつたのです。今その委員の選任の問題で政令で掲げるといふこととあれば、その他著作権に関する事項といふものも一切含むといふことは実にひどいもので、そういうことにしても主要なものをお政令にお書きになるかどうか、そのやないかと思ふのですが、その点はどうかでございましょうか。

○政府委員(相原惟一) ここに著作権に関する事項という非常にこゝろ漠然とした規定がございまして、文部省設置法のほうで文部省が著作権について何をなすべきかといふことはもうすでに規定がありまして、おのづからこの著作権審議会の目的につきましても、その範囲を出ることができないわけでございます。それでそういうような、これはこの前も申し上げたのでありますけれども、もう少し政令を制定いたします際に具体的にすること、これは適当だと考へております。

○栗栖勉夫君 いち／＼あげ足をとらえるようでは、今でも正しい何を言つておられますが、私は文部大臣の著作権に関する権限がどういふものであるか、どういふ法律でござるかといふことはよくわかつております。併しこれは諮問に付されるかどうかといふことは、文部大臣の自由になるわけですが、デイスクリプション。諮問に依つてという言葉があるのです。或るものはかけられるものはかけない、かけても、こゝういふものはこゝういふように持つて行くとかいふようなことに手心があつて民主化されなくちや困る、それからいろいろな疑問が起つておられるのだと思ふのです。それでですから、こゝで著作権に関する非常に漠とした言葉がありましますから、この疑問を解くためには、相当主要な事項などをお書きになると疑問が自然解けて民間の協力も得られ、民主化されるという実が挙げられるのじやないか、そういうためには政令にお書きになるのと併せてそれをお示しを願つたらどうか、委員の選任の場合と同じようにお示しを願つたらどうか、こゝういふように私考へるのでございしますが、この点はどうかでございませ

ようか。

○政府委員(相原惟一) 只今の御意見のように資料として提出するつもりでございます。

○楠見義男君 この点私は多少意見に互ふようなことになるのですが、先ほど文部大臣がちよつと中座せられておるときに申したこともありますが、この問題についてこれは重大問題化されておるといふことは私は従来文部省の不徳のいたすところであつたのじやないかといふことを申し上げたのですが、一層その感が深いのですが、実は法律的に見ますと、本来文部大臣の権限に属しておるものを独断専行をやらずに、こゝういふ審議会を設けてその審議会に諮問をして、できるだけ慎重な手統で以て又民主的にやろう、こゝういふことなんだから、その考え方について私は反対があるはずはないと思ふのです。ところがこゝういふふうな問題になつておるといふことが、今まで我々多数の法律を審議して、逆の現象についてこれほど問題になつたといふことは、私は実際奇異の念に打たれると同時に未だ曾てないことなんです。従つて先に申上げたように不徳のいたすところが、この今日こゝういふふうな各委員を悩ましておられることとあり、又民間に無用の心配を起さしておられることじやないかと思ふのです。これは意見なんです、そこで具体的に何いへますことは、先ほど著作権課長から現在のその委員の数を殖したほうがいいじやないかと思ふといふような御意見もあつたのですが、今までと違つて、仮にこの審議会において著作権の政令に関する事項が審議されるということになれば、著作権と言つてもいろいろ

○楠見義男君 ですから、当然現在の委員の数は増加したいと思ふとか何とかいふことではなしに、当然増加するといふことは既定の事実として考へられなければおかしではないかといふ質問なんです、私の質問は。

○竹下武次君 今楠見委員から御発言がありましたが、私もこの案は大体民主主義の線に沿つて立案されたものといふふうな感じをいたしました。先般来協議会のほうからいろいろ反対の陳情を受けましたけれども、そういう意思を表現しておつたようなわけで、問題はやはりこの委員会の入選が非常に大きな問題であります。私が今まで考へておりましたのは、もうその問題はすでに十分に文部省のほうでも御研究になつて、相当に数も殖やしになるだらうし、或いは民間から何人ばかりとか、或いは又官庁からお出しになるのならば、文部省の役人を何人補佐役とするとか、学識経験者が何人くらいといふような具体案がもう相当

にできた上でこの案は御提案になつたものであるというふうに、ひとりでは早く感じ過ぎたのかも知れませんが、ただ漫然とあつたところから、わが方からいふやうなことで出される案ではない、かように私は理解しておつたんですが、今承つておりました、何だか政令の改正の問題はこれから研究するというふうに、さうなふうに受取れますが、それでは私どもとしては甚だ了解がでかぬわけですが、恐らく相当な肚をきめておきめになつていらつしやると思ひますが、あとで又御返事をするというやうなことでなくして、もう少しはつきりしたことをこの席で言つてもらへないものでしょうか。この点余り延びるということになりますと、それは妙なことに私はなりはしないかと思ふのですが……

○説明員(柴田小三郎君) 例へば著作権法改正起草審議会は六十人の委員から成つておりました、実は私たちはさういふやうな点を基準にして考へております。併し六十人の委員というとなり大きな人員でございまして、これを例へば五十人くらいにできないものか、さうしてそれを放送部会とか出版部会とか或いは音楽部会とか、こゝういふふうに分けて、五部くらいにして十人ぐらゐにして、更にその上に五人ぐらゐの常時の連絡委員を置いてみたらどうかというやうなことを実は具体的に考へておる次第であります。

○國務大臣(天野貞祐君) これは文部事務当局は相当さういふことは研究もして、考へておるのですが、はつきりしたことをこゝでちやんと語り段階にならないのですから、おきめになる

ほうで非常にあまいのようにお考へてしやうけれども、何もせずしてこれは漫然と出するやうなことはあり得ないことでありまして、さういふ下準備といふことは私もほゞできておると思へるものであります。

○委員外議員(和田博雄君) 重ねてこれは確めておきますが、さういふものを要綱でいいと思ひますから、私は材料として出して頂かなければならぬと思ふ。一つの法律の中で骨格を成すやうな問題について、何もしなないでこれを法律として審議するということはこれはむづかしいと思ふ。そのままで衆議院を通過して来たのは私はおかしいと思ふのです。とこまで固まらぬものがあるといふことは私なんかもよくわかるのであります。当然大きなものは固まつた、こゝういふふうになるのだといふことにならなければこれは困ると思ふ。当然附けて出すべきものであつて、さういふものを出さずに審議して行くといふことはこれは怠慢だと思ふ。それは重ねて委員長にもお願いしておきますが、是非その材料を出して頂きたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 承知いたしました。○補見議員(河井彌八君) 一つだけ……先ほどお伺ひした点についてもう一度念のためにお伺ひしたいのですが、先ほど私申し上げましたのは、著作権審議会の審議事項において、例へば著作権法における債金の額とか、仲介業務に関する法律における使用料規程の認可とか、さういふことは著作権審議会の専属的事項であつて、これらの債金の額、或いは認可についてはかの委員会なり、或いは民間団体なりに文部大臣が意見を徴せられるといふことはこれはおかしいのじやないか。むしろこの審議会の専属事項としてそこにはつきりしておるのじやないか。ところが「その他著作権に関する事項」といふふうに非常な広汎になつてゐるから、文部大臣が仮に著作権法の改正について審議立案をせられる場合に、これをたゞ／＼できておるこの著作権審議会に付議せられるといふことも結構だし、或いは又著作権協議会なら協議会という民間団体があるとなれば、その民間団体の意見も徴するといふことも文部大臣としてはこれは自由であるし、とにかくいづれでもそれは専属的に、制限的でない、こゝういふふうに私は法律解釈上理解しておるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(相良惟一君) この法律案にありまふやうな債金の額でありますとか、使用料規程の認可といふものは著作権審議会にかけますし、それからこの著作権法の改正といふやうな問題につきましても、やはり著作権審議会にかけると、こゝういふ建前で行きたいと思ひます。

○補見議員(河井彌八君) 私の伺つておるのは、この審議会に付議する事項についてはこれはもうさう問題はないだらうと思ふ。例へば仲介業務に関する法律でその使用料規程を認可せんとする場合に著作権審議会に議を経べしとか、或いは諮問すべしといふふうに文部大臣に対しては義務付けをしておるのです。同時に反対的にこの使用料の規程の認可についてはあちらの意見がこゝろだ、こつちの意見がどうだといふのじやなしに、専属的にこの審議会にかけ来なさいといふことが法律解釈上出て

やしないか。ところが、その他著作権に関する事項とこゝういふふうに非常に漠然となつておるから、そこで今相良政府委員からお答えになつたように、この審議会に付議することについてはこれは一向かまわぬ。それは文部大臣が諮問したいと思へばこゝへ諮問すればいいのですから、而も審議会としてはその権限事項にこれがはつきり現れておるのですからその点はいいのですが、それが専属的であるといふことになると、ほかの著作権協議会なら協議会といふものに諮問しても違法になる、違法といふ言葉は少しきつたのですが、併しほかの協議会に諮問しても一向差支えない、こゝういふことになりやしないかといふことなんです。

○政府委員(相良惟一君) 文部大臣の諮問機関といつたしましては著作権審議会があるわけでございますので、それに諮問するのが正当である。但し民間団体に文部大臣のほうから諮問するといふ恰好ではなく、向うのほうから意見を持つて来た場合はそれを受けるということにおいてはさうさかではないのでありますけれども、諮問は飽くまでも著作権審議会にしたい、こゝういふことです。

○補見議員(河井彌八君) 私の申し上げてゐるのは、公的の機関に公的に諮問するといふのはそれでいいのです。ところが債金の額とかなんかにいふものは、プライベートと申しますか、コンプライドシヤルであつてもこれはおかしいですね。ところがその他著作権に関する事項と、こゝういふふうになつておるから、コンプライドシヤルに聞く場合はこれに對処してないといふ、こゝう解釈していいかどうかといふことなんです。

○政府委員(相良惟一君) 今コンプライドシヤルとおつしやいましたけれども、やはり意見は直接求めることは、この著作権審議会になすべきであつて、その点からは文部大臣の諮問するのはこの一つだけあればいいのではなからうかと、こゝういふ考へでおります。

○補見議員(河井彌八君) そうすると、その他著作権に関する事項といふこの言葉を、例へば著作権に関する法令施行に関する事項とか、或いは著作権に関する法令改廃に関する事項、こゝういふふうに仮にこの言葉を直しては文部省としては差支えがありませんか。

○政府委員(相良惟一君) その点につきましては、文部省としても異存はございません。

○栗栖勉夫君 そつしますと、よくお考へにならんと著作権法といふものにいろいろな権限その他の規定があると思ふのですが、それに関するものを政令でこの協議事項の中へ、諮問事項の中に入れられるといふやうな必要はないのですか、なかつたら今補見さんに對する御答辯で以て結構ですが、どうですか。

上に現れておる権限はこれにかけないといふことではないのですかというのを私念を押しおるわけですか。

○政府委員(相良惟一君) 縮見委員のおつしやいましたのは、著作権の施行に関する事項、これでいいかというところとでございましたから、それならば結構だと申上げたのでありまして、政令という言葉をおつしやつておるのではない。

○栗橋勉夫君 私の言う意味がわからんのですが、そうではない。そんなに狭くしていいのかという意味を言うのです。

○竹下豐次君 今の意味で言うと、著作権の施行という事で制限しますれば、著作権法の改正というふうな問題が大変狭くなりますが、それでいいのですか。

○栗橋勉夫君 私が今お尋ねしておるのは、そういう著作権法の改正とか、改廃、それに基く政令の改廃だけではないのか。著作権法自体の運用についても諮問される必要がないのかどうかという事を、この立案のおかたにどういう意図であるかということをお尋ねするわけです。

○竹下豐次君 ちよつと議事の進行について……大要こんがらがったのですが懇談にしまして一応……

○委員(河井彌八君) 一応筋は通つてゐるつもりですが。

○委員外議員(和田博雄君) やはりその点はつきり資料を出して頂いて、そして審議したほうがいいと思うのです。多少今のところ食い違いがあるなあ。

○縮見委員 ちよつと懇談の前にお伺いしたいことがあります。先般の文

部、内閣連合委員会の際に、大体今回の法律案の主な内容について文部委員のかたから御質問があつたのですが、そのときに聞き漏したことがありますが、その点について二、三大臣に尋ねたいと思つておる。それは先ず最初に、中央教育審議会が新たに今回設けられることになるわけですが、その審議会の調査審議事項としてこの法律によりまして、二十四條で教育に関する基本的な重要施策という言葉を基本的重要施策といたすのは一体どういふことを現在考えておるのですか。

○国務大臣(天野貞祐君) それは例へば大学院の問題などに、現在の定めでは、初めの二年やつた者は修士とす、三年すれば今度は博士になれるという、そういうふうなことが果してそれでいいものであるかどうか。或いは国立学校もたくさんできましたけれども、現在のままにしてどの学校でも皆同じ科目を作つて行くという事になりますと、どれもこれも貧弱なものになります。だからそんなことは何とか統合を……といつて学校をやるものではなからうかという事、どこかを中心として行くかという事、どこか、或いは高等学校にまつてきても、現在の高等学校というものの性格が、どうも私ははつきりしないように思ふ。だからどういふふうにするか、高等学校の性格というものを持たせて行くか。例へば選択という事が非常に多くなつて来ている、果してこんなに選択制度というものを若いときからやつて、これ果して行けるものであるか。そういうような事を、それを専門委員において一応研究して、その

原案をそこに出して、いろいろなことに対して広い見解を持つておられるかたがたに相談をしてみよう、という考えです。

○縮見委員 それからその問題に關連しまして、委員ですが、人格が高潔で教育に關し広く且つ高い識見を有する者云々といふことがありまして、文部大臣の再々御答辯では、この人なら……この人たちがきめた教育方針であれば、国民の誰びとも納得するであらうと、こういうふうな御答辯があつたように記憶しておるのですが、そこでこの連合委員会の際に、文部委員のかたから御質問をなさつた。これははつきりそうおつしやいせんが、何か代表的な、具体的に言うと、例へば教員組合の代表とかいふようなことを頭に置かれて質問がせられたのではないかと。これは私の或いは間違ひかも知れませんが、どうもさつと聞いておりました。そういうふうな発言があつたように思ふのですが、その点についてはどういふふうにお考えになつておるのでしょうか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はどこを代表するといふのでなしに、個人の資格においてすべてをお願いしたいと、実は私は教育刷新委員会というものができましたときに、これは御承知のようにアメリカから第一次の教育使節團が来て、それに應じて日本側委員というものが選定されて、それからあとにそれを母体としてできた委員会です。そのときに私は高等学校の校長をしておつたので、高等学校の校長という資格ではなく、個人の資格であります。そこに出て行つて非常に驚いたことがある。私自身はもうこれだけ負けてしま

つたのでは、何でも丸裸になつて、日本国がよくなる一つの教育体系を考えよう。アメリカが言つたから六三三四というのでなくて、その六三三四も又どなたもよく検討をしたらいいという、そういう本當に丸裸の気持ちでしようという氣持、そうすると、そこに出て来られた人はあらゆる方面の自分の団体の利益になるようなことを非常に主張された。私の考え違ひかも知れませんが私の受けた印象は非常に強く、私は高等学校を代表したために、旧制高等學校が若干損をしてしまつた、現実においては……私はそういう点において、旧制高等學校の諸君に甚だ申し訳ないことをしてゐる。打明けた話を申せば、旧制高等學校の校長が皆旧制高等學校の温存の運動を起すと言ふから、私はそんなことに賛成せん、自分は今度丸裸になつてやるのだというので、そういう苦い経験を持つて来たから、どうかそういう今度の中央教育審議会というものは、一党一派を代表するとか、利益を考へるといふのでなくて、本當に今後の日本の教育はどうなつたらいいかということを考えてるような人を選挙して行きたい。それには、私の個人的な主観的なことではいかんといふことは勿論でございます。ですから、十分その点を注意して選んで行きたい、そういう考えであります。

○縮見委員 それからもう一点、国立近代美術館の問題についてお伺いしますが、これもこの前の連合委員会の際に文部委員のかたからこれはむしろ文化財保護委員会の所管にしたほうがいいじやないかというふうな御意見があつたように記憶しておりますが、私

もすつと考えますと、そのほうにも一つの理窟がある。それから又文部大臣の御答弁になつた点を検討して見ましても、或るほど理窟があるように思ふ。とにかくこの問題は社会教育と言いますか、芸術教育と言いますか、そういうものと密接な關係を持たして差当りはやる必要があるからというので、文部本省の附屬機關にしておる。併し一方文部委員のかたの御意向は、これはやはり何も明治以後のものは保管を要しないとか何とかいうのでなしに、古代美術或いは近代美術共に文化財としてこれは尊重し保管して行かなければならぬ、こういうふうな御意向でこれも私は理窟が合うと思ふ。そこで仮にこの原案をこのまま承認をするという場合のことを頭に置いてお伺いするわけでありまして、今申上げたように、いづれにも理窟があるように思われるので、その点については一応これで行つても、これは確定的なものでなしに、文部省としてはこれをおやりになつた結果、更に又改善して御検討の結果、文化財保護委員会のほうに附置したほうがいいならばそのようにするし、現状通り続けて行つたほうがいいとなれば現状通り続けて行くし、確定的の問題としてでなしに、なお検討の余地あるものと理解していかどうかの辺はどうなんですか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私もこれは両方に理由があると思つております。けれども私はやはり常識的に考えますと、物を保存するといふことじやなしに、保管と保存を少し違ふと思ふ。こちらは保存でなく保管なんです。ただ置いておいて見せて、そうして國民一般の芸術心というものを高め

た

た

た

た

た

た

る、そこに力点が置かれておるといふ点は、私はむしろこちらがいいんじゃないかと自分は思うのです自分は少しも文部省内に是非置かなければならぬという、そういう考えでなく、こういふ考えであるから、差当りここに置くほうが妥当ではないか、将来又どういふ都合で文化財保護委員会のほうに置いたほうがよければ、私どもはそちらに置くほうに少しも躊躇しない。すべて公平に考えておられます。

○松原一彦君 今の楠見委員の質問に關連して私も伺いますが、私は文化財保護法による文化財保護委員会のほうに所管せしめたほうがいいのじやないかという先般の質問に対して、私も疑問を持つのでありますが今回の近代美術館というものは私の考えておる想像しておるところでは、近代美術の比較的高いもの、価値の高いものを文部省が買上げられて、これを社会教育的に展覽するといふのであつてその中から後代に残るべき歴史又は芸術上価値の高いもの及び考古資料としての有形文化財を文化財保護法で以て保護するのでありますから、この中から選別して後代に残るのが文化財保護のほうに移つて、比較的流行性などの強い現在の所産である美術は、それをここに展覽して社会教育的に活用するのだと、私はこう考へて法文を讀んでおつたのですが、その点如何でしょうか。

なおついでに、一体今度お作りになる国立近代美術館といふものの陳列品は、全部文部省の買上用品であるのでしょうか。或いは委託といつたようなものもあるのでしょうか。その予算、その選別等につきまして、少し具体的にお話を……。

○國務大臣(天野貞祐君) この美術館の何と言いましようか、目標とするとこれは、現在の美術品を展覽して、そのうち只今申しましたように一般に見せる、そういう教育といふことに力点を置いておるわけでありまして。後のことについては、政府委員からお答えさせて頂きます。

○政府委員(寺中作雄君) 近代美術館の今後の運営の構想でございますが、先ず予算の点でございますが、運営予算につきましては、目下大蔵省と協議中でございます。確定したところはまだきまつておりませんが、大体私どもとしては四千万円ぐらいの運営費でやつて行きたいといふふうに考えております。ここに陳列するものは文部省の買上用品だけかといふお話でございます。現在文部省で買上げて持つておるものは、教として二百七十点、三百点足らずぐらいでございますが、近代美術館が築足いたしましたれば、できるだけ優秀なものを買上げて、そして時々展覽をいたしたいと思つて、文部省の買上用品のみでなく、いろいろ委託によつて、或いは借上げて、又国際交流の形で外国のものも陳列する場合もあるわけでありまして。要するに美術館は陳列の場所でありまして、その時々要求によりまして必要な展覽会を催すといふ形で、いろいろの形の事業を行なつて行きたいと考へております。それから買上選別の方法でございますが、従来買上げますときには、芸術院会員であるとか、或いはその他必要なかたに委員になつて頂きまして、選別の助言を得まして、それによりまして選別をいたしておるような次第でございます。

なお只今のお話の中で、特に優秀な文化財として保存の必要のあるものを文化財保護委員会に移すかといふようなお話もございましたが、これは是非文化財保護委員会の力によりまして保存の必要があるといふものにつきましては、これを指定して、文化財保護委員会のほうでやつてもらうといふこともあるわけでありまして、現在のところ、明治以後のものにつきましては、余り指定をして文化財の範疇に入れた保存するといふようなことはやつていないと思つております。

○松原一彦君 大体わかりましたが、私は社会教育的に展覽するといふことが目的であるとするならば、この原案のようで結構だと思つておられますが、明治以後のものは比較的に文化財として保護されておらん。急いで今のうちから保護したいといふ人々の御意見も私は傾聴しなくちやならぬと思つておる。例えばこの国会にかけられておるところのもので「南風」などがかかつておりますが、非常に立派なもので面期的なものだと思つておるのですが、これは文部省の買上用品ださうです。文部大臣の買上げられたといふものは一つの權威がある。併し文化財保護になると、文化財保護委員会によつて嚴重な選別を要するのだから、一概に全部の買上げを文化財保護委員会にのみお任せするわけには行かん性質のものだと思つておる。そういうことで一方にはまだ価値が未定のものも買上になつて一ツ立派に保護して頂きたいといふ希望を私は持ちます。この原案の御趣旨のほうに私はいいのじやないかといふ感じがするのです。但し四千万円やそこらでは非常に貧弱なもののような気が

もしますが、一方には保護するといふ、ここに近代美術に関する作品その他の資料を収集、保管するといはれるこの保管の仕方等についても相当大切に取扱つて頂かなくてはならぬのであります。只今の構想は、近代美術館の位置、その構造、その規模等についておわかりになつておりますから、極く概略でよろしうございしますから、一口この際御発言を願ひたい。

○政府委員(寺中作雄君) 只今予定しております国立近代美術館の建物は、位置をいたしましては東京都内の京橋の四つ角から三、四軒目になります。元の日活本社を買入れた次第でありまして、これは敷地坪数は約五百坪、四階建の建物であります。なお地下室がございまして、ここに或る程度の保管ができますが、その地下室の通風乾燥装置等についても考へておる次第であります。これによりまして、優秀な美術品の十分保管の責任を保たなければならぬと思つております。

○栗栖越夫君 今予算のことのお話があらましたが、四千万円といふのはすでに本年度の予算にとつてあるのです。あります。それからどうとされるのであるか、どちらでございしますか。

○政府委員(寺中作雄君) 建物の買上費のほうは、昭和二十六年の予算一億円で以つて買上並びにその改造をやることにいたしました。すでに使用済みでございます。本年度はその運営の経費でございますが、運営の経費は実は急に建物の買上がきまりまして、いわば近代美術館設置費といふことで本年度一億円予算にありますがその中から最小限度の運営費を支出するといふことを大蔵省のほうの了解を得ておる次第でございます。

第でございます。時節柄でありますから、できるだけ節約するといふ意味で四千万円ぐらいを私どもとしては予定しておるので、具体的に支出するについてはなお大蔵省と協議を進めております。その意味で予算はあるのであります。

○栗栖越夫君 一億円の中でその四千万円を流用するのですか、さうですね。それで本年度はたつた四千万円しか……。それ以上いふ／＼要求をされるわけでしょうかどうでございしますか。

○政府委員(寺中作雄君) 要するにその設置費の一億円の中から四千万円ぐらゐを運営費として支出することの了解を、支出するように協議を進めておるわけでありまして、それ以上には要求しないつもりでおります。

○鈴木直人君 文化財保護委員会に關連しまして大臣にお尋ねしたいと思つて、文化財保護としましては、有形文化財の方面に從來とも力を注いでいるようでございますが、私の考へとしては無形文化財のほうも非常に重要だと考へておるわけです。そこでお尋ねしたいのは、無形文化財に対するその助成の予算は幾ら二十七年に度にもらえるかといふことを一つこれは大臣から説明して頂きたい。もう一つは無形文化財への保護に対する大臣の抱負を一つ、これは文化財保護法に關する件であると思つて、それに関連してこの際お聞きしておきたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 文化財保護委員会は、私はこれを閣議において代表はいたしますが、全部さういふことは文化財保護委員長の責任においてすべてなさることです。

○委員外議員(和田博雄君) もう時間が余りありませんから、質問したいこととはいろいろありますが、簡単に二、三点伺います。大体楠見君が一応聞かれたのですが、念のために大臣にお聞きしておきたいのですが、中央教育審議会が学制自体の改革についても今後やっぱり審議して行くお考えであるかどうかという点ですね。もう一つ中央教育審議会の委員ですが、この文句の上では「広く且つ高い識見を有する者のうちから」というところがあるのですが、私が一言お聞きしたいのは、教育専門家だけの委員会ではなくて、これはいろいろあらゆる経験をやほりこに集めるというようにして頂きたい。あらゆる方面の経験、私は教育というものは、これは人生における経験が必要だと思ふのですが、教育のことに従つておる人たちの経験も必要だろうと思ふけれども、やはり社会に出て教育に實際に従事しなくても、教育的な観点について考えを持つ、大抵の人が私は持つておると思うのですが、そういう点で広くむしろ人材を集める、職業などに拘泥せずに広く集めるということが非常に必要じゃないかという私は気がしておるのですが、その点どういうお考えですか。

○国務大臣(天野貞祐君) 第一の点につきましては、六三三四というシステムは、少くも六三の三というものは決して動かさない、こういう方針でございます。第二の点につきましては全然同感でございます。十五人大体選ぶうち五人は実業界のかた、もういふやうに人を選ばなければならぬ、決して狭く教育界という考えを持たずに

……私は和田さんのお考えと全然同感で、その趣旨によつてやつて行こうと思ひます。

○委員外議員(和田博雄君) どうぞ労働階級からもお選びを願いたいということをお願いしておきます。

もう一つお聞きしたいのはユネスコの点ですが、ユネスコの今度予算を官房のほうで何か、……大体どの程度の金額を予定されておるのか、その点若しも研究等でもありましたらお聞きしたい。

○政府委員(相良惟一君) 昭和二十六年度におきましては、ユネスコに関する予算は七百万円ございましたが、二十七年度は二千八百万円であると思ひます。

○委員外議員(和田博雄君) それから最後に今の文化財保護委員会との関係ですが、私は原案でよいのではないかという気がします。やはり一番問題なのは資料の収集ですが、その収集のさう方、及びどういふ一体観点から収集するか、大臣は教育と言われましたが、そのところが一番むずかしい点じゃないかと思ふので、やはり有名無名いろいろありましようけれどもどういふように、どういふ観点とどうか、非常にむずかしい、抽象的なものになりましようが、そういう点一つお答え願ひたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 私が教育と申しましたのは、それを選択する原理ではなくして、選択したものを世間に見せるというのが美術館の方針であります。

○委員外議員(和田博雄君) 選択の原理はやはり片寄らずに……、私は教育であるというならば、真実と美をやは

り知らせるという観点に立つてやられるのだらうと思ひますけれども、その選択の原理がかなり必要になつて来るであらうと思ひますので、参考までに……。

○成瀬清治君 学制のことでもよつとお尋ねいたしますが、六三を動かさない、そういう学制についてはどうせ今後議題として取上げられるだらうと思ひますが、その六三は絶対に動かさないというのを聞くのですが、若ししたらこの中央教育審議会において、六三のほうを動かすというふうな意見が出て来ることはあるだらうと思ふが、天野文部大臣は今としては六三は絶対に動かさない、但しあとの三四は動かすという意志があるわけですか。そのところが……、その審議会の答申したものに非常に盡力はされるけれども、六三は絶対に動かさない、あとの三四のほうは文部省のほうとしても若干動かしてもよいという意向があるやに今の答弁だと聞かされるわけですが。

○国務大臣(天野貞祐君) それは私の申し上げ方が悪かつたので、今の問題になつたのは六三の三だから、そういうことを申したので。これは三を動かすというところが審議会でも出るかも知れませんが、これは諮問機関でございますから、きめるのは私のほうでございます。文部大臣でございますから……。

○成瀬清治君 六三の場合に三が問題になつておるが、その三が若し出て文部大臣としては動かさない、そういう意思であるということはわかりましたが、三四のほうに對してはどうお考えですか。

ものも今のところ動かさない考えでございます。併しそれについて別段問題が出ておりませんので、今申さないのではありません。

○成瀬清治君 念を押すようなことで相済まないと思ひますが、今問題も出ていない、従つて中央教育審議会でも三四は問題にならないようですから、結局学制というものは六三の三が問題となつておるので、これは文部大臣として動かさないのだ、あとの三四は問題がない、これは文部省でも問題がないので、結局六三三四の制度は動かさないのだ、こういうふうに了承していいのですか。

○国務大臣(天野貞祐君) この学制の根幹は動かさないという考えでございます。

○委員外議員(河井彌八君) それでは本日はこの程度にて休憩しようと思ひます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員外議員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

それではこれで午後一時半まで休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時十二分開会

○委員外議員(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を議題といたします。御質疑のあります諸君はこの際御発言を願ひます。

○楠見義男君 私はこの前の委員会では中座をいたしましたので、或いはその際に他の委員のかたから御質問があつたかも知れませんが、重複の場合に

はその旨を言つて頂ければ直ちにやめますが、若し只今お手許に数字をお持ちであれば伺ひたいし、なければ改めて資料としておだし頂きたいのですが、軍人恩給についての年齢別の数、受給資格者の数、例えば四十以上から五十未満とか、五十以上から六十未満、できれば五才ずつに切つて頂くと非常に都合なんですが、大体四十才以上からで結構ですが、その受給者の数と金額ですね、こういうものについて若し今ございましたら。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問についてであります。御要求の資料をはつきりさせるためにお伺ひしたいのでございますが、御承知の通り、恩給と言いますと、数種類に分れてゐるのです。それで今の御要求の資料は普通恩給だけでよろしいと思ひますか。それともほかのものも入るのでございませうか。

○楠見義男君 今の恩給法の特例に関する件で停止をされてゐる恩給について資料がありましたら。

○政府委員(三橋則雄君) この特例で停止されてゐる恩給としては扶助料を停止されてゐるのでございますが、扶助料の受給者につきましては、具体的に言えば扶助料の受給者がきまらなければ扶助料の受給者がどういふことになつてゐるかということもわかりません。それと、その戦死した遺族の中で、その受給者となるかといふことは、請求があつて権利が確定しなければわかりません。それから、従つてそういう遺族の人々をひつくるための年齢ということになりますと、なかなか大変なことになるといふ気がする

は、その旨を言つて頂ければ直ちにやめますが、若し只今お手許に数字をお持ちであれば伺ひたいし、なければ改めて資料としておだし頂きたいのですが、軍人恩給についての年齢別の数、受給資格者の数、例えば四十以上から五十未満とか、五十以上から六十未満、できれば五才ずつに切つて頂くと非常に都合なんですが、大体四十才以上からで結構ですが、その受給者の数と金額ですね、こういうものについて若し今ございましたら。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問についてであります。御要求の資料をはつきりさせるためにお伺ひしたいのでございますが、御承知の通り、恩給と言いますと、数種類に分れてゐるのです。それで今の御要求の資料は普通恩給だけでよろしいと思ひますか。それともほかのものも入るのでございませうか。

○楠見義男君 今の恩給法の特例に関する件で停止をされてゐる恩給について資料がありましたら。

○政府委員(三橋則雄君) この特例で停止されてゐる恩給としては扶助料を停止されてゐるのでございますが、扶助料の受給者につきましては、具体的に言えば扶助料の受給者がきまらなければ扶助料の受給者がどういふことになつてゐるかということもわかりません。それと、その戦死した遺族の中で、その受給者となるかといふことは、請求があつて権利が確定しなければわかりません。それから、従つてそういう遺族の人々をひつくるための年齢ということになりますと、なかなか大変なことになるといふ気がする

は、その旨を言つて頂ければ直ちにやめますが、若し只今お手許に数字をお持ちであれば伺ひたいし、なければ改めて資料としておだし頂きたいのですが、軍人恩給についての年齢別の数、受給資格者の数、例えば四十以上から五十未満とか、五十以上から六十未満、できれば五才ずつに切つて頂くと非常に都合なんですが、大体四十才以上からで結構ですが、その受給者の数と金額ですね、こういうものについて若し今ございましたら。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問についてであります。御要求の資料をはつきりさせるためにお伺ひしたいのでございますが、御承知の通り、恩給と言いますと、数種類に分れてゐるのです。それで今の御要求の資料は普通恩給だけでよろしいと思ひますか。それともほかのものも入るのでございませうか。

○楠見義男君 今の恩給法の特例に関する件で停止をされてゐる恩給について資料がありましたら。

○政府委員(三橋則雄君) この特例で停止されてゐる恩給としては扶助料を停止されてゐるのでございますが、扶助料の受給者につきましては、具体的に言えば扶助料の受給者がきまらなければ扶助料の受給者がどういふことになつてゐるかということもわかりません。それと、その戦死した遺族の中で、その受給者となるかといふことは、請求があつて権利が確定しなければわかりません。それから、従つてそういう遺族の人々をひつくるための年齢ということになりますと、なかなか大変なことになるといふ気がする

は、その旨を言つて頂ければ直ちにやめますが、若し只今お手許に数字をお持ちであれば伺ひたいし、なければ改めて資料としておだし頂きたいのですが、軍人恩給についての年齢別の数、受給資格者の数、例えば四十以上から五十未満とか、五十以上から六十未満、できれば五才ずつに切つて頂くと非常に都合なんですが、大体四十才以上からで結構ですが、その受給者の数と金額ですね、こういうものについて若し今ございましたら。

のでございます。差当り私のほうで調べているものは、今のところでは扶助料受給者につきましては、実は年齢は調べていないのでございまして、普通恩給の受給者だけにつきまして年齢の調べをいたしております。それから実は終戦の当初にすでに恩給証書を恩給局から出しておりましたもの即ち普通恩給受給者につきましては、大体在職年と年齢との関係はどういうことになつてゐるかというふうなことにございまして、殆んど完了した調査を持つております。それから軍人恩給の廃止せられた当時恩給権を有するものと推定されておつた者で、実はまだ恩給の請求をしていなかった者等については、これは相当大きな数でございまして、そういう人員の調査は一応はいたしておりますが、これは本當の推計でございまして、今私が申し上げましたところの恩給局で実際に恩給を給した人へにつきましては調査は、これは全部私のほうに資料がございまして、大体確實でございまして、そして、この年齢と在職年との資料からしまして、いろいろなことが推定されるのではないかとと思つております。それから恩給の金額についてでございますが、普通恩給の金額をどういふふうにして算出するかということが先ず第一に金額をきめるときに問題になるのでございまして、普通恩給の金額を従来、即ち昭和二十一年二月一日に軍人恩給が廃止になりましたが、その当時の法令に基づきまして、その法令の定めるところによつて計算した場合におきましては、すでに恩給をもらつておつた人については大体どれくらいになるか、これについては一応の推計はできるわけござい

ますが恩給が廃止されたため恩給権を持つていながら請求をしていない者は相当たくさんございまして、これについては一応の推計でございまして、これはな／＼大まかな数になります。が、できておりました。大まかなものしか恩給未裁定の分についてはできておりませんが、そういうふうなものと、私の所へございまして、そういうもので一応御了承願えたら結構だと思ひます。それから、それならば現在の金額に引直したら一体どのくらいの金になるのかという問題については、改正をどういふふうにするかということと、脱み合せてきめなければなりません。で、一応その当時の金額で大体どのくらいになるだろうかと、ということ、な

る場合によりまして、私の私見にもなるかも知れませんが、現在の文官のもらつてゐる程度の金を出すときはどのくらいになるかということを考えて計算したものを参考に付けまして、そうして表にして差上ること御了承願えれば、すぐに作りましてお手許に差上げたいと思ひます。大体そういうことでよろしうございまして。か。

○楠見義男君 要するに問題は、恩給局のほうで資料のないものを要求してもこれは無理なんで、資料のあるもの、そして又仮に具体的資料がなくとも或る程度推計が得るものがあるればそれを提出して頂く。要するに私の出して頂きたいというのをお願いする趣旨は、こういうことなんです。この特例に関する件を審議するに當つて、いろいろ今までも例えは厚生委員会との連合委員会があつたり、又内閣委員会として審議をしておられる際に、他の委員のかた／＼の御発言を伺つてお

ます。結局これは占領軍の指令に基づいて恩給は停止されただけでも、これは既得権である、こういう議論が一方にあり、その既得権を直ちに講和発効と同時に復活するということになつた場合に、そこに、この前も委員会が官房長官なり或いは大蔵大臣からも答弁がありましたように、そのままでいいかどうか考慮しなければならぬ点がありはしないか、或いは又財政の観点から見て考慮しなければならぬ点がありやせんかどうか、いろいろ／＼抽象的なことは何つておるのですが、私も素人から見ますと、それは一体金額がどれだけのなるのか、人数がどうなるのか、それから今お話をいたしましたように、遺族扶助料、遺族扶助料というものは遺族が正式に申出て、そして確定をして、それが受給者になるということはおつたやうな通りなんです。が、それは一応申出て確定したものと、そういう想定の下に金額がどれだけのなるか、とにかくここで停止されている恩給というものがどれだけの金額になるのか、これが例えば五億十億というならこれは明日の日でも解決のつくことではございまして、千億二千億といふことならば、常識的に考えても今直ぐ千億二千億という金はないといふことになるし、専門家のかたはやりとりされておつても、私も素人はこれは何とも見当がつかないのです。だからできるだけのやうなことを知る機会を得るのには便宜なやうな資料があれば、できるだけ多く出して頂きたい、こういう趣旨なんです。それから、そういう趣旨にお考え頂ければ結構なんです。

○政府委員(三橋則雄君) 今楠見委員のお話の趣旨よくわかりましたので、

できるだけ御趣旨に副うやうな資料を整えます。年齢の点も御審議の資料になるやうなものについてはわかりました。だけそろえて提出いたします。

○竹下登次君 私もできるならば資料を頂きたいと思つたのですが、これは併し楠見委員の希望の条件よりもまだ一層困難なかも知れませんが、仮に従来の標準によつて軍人恩給を全部支給するとすればまあ大方二千億前後の莫大な金が必要だろう、こういうお話を承つておりましたのですが、軍人の恩給の受給者はもうこれから殖える心配は絶対にないので、減る一方なんです、といふのはまあなくなつて行くわけなんです。老齢になる人が年々あるわけなんです。その減る率といふものは、従来の戦争前の状態においても大方恩給局ではおわかりになつておるのではないかとと思ひます。若しそれがわかりましたら、これははつきりしたこと、もとより言えないわけですが、それでは従来例によつてどのくらいの率で減つて行くものか、これがわかりましたら、結局二千億が何年かには何億で賄ふことになるかといふことが知りたいわけなんです。私は今二千億全部出して頂かなければならないといふことを申上げておるわけではありませんが、だんだん減つて行くといふことになれば、やはりそれも考慮に加えておいて頂きたい。

○政府委員(三橋則雄君) 只今の竹下委員からのお求めは、結局恩給に關する受給者の失権の率は従来どういふふうなことになるか、それについて何か資料を出して頂きたい、こういうお話だろうと思ひます。これは局で調べましたものもございまして、御要求に副うやうなふうにいたします。

○竹下登次君 只今楠見委員からこの恩給権の停止云々という言葉が出ました、或いは既得権という言葉が出たのでありますが、これが既得権になるかどうかといふことにつきまして私も疑問を一応持ちまして、それを解決したいと思つて実は昨日でしたか、一番最初に、恩給権は消滅したのか、或いは停止中なのか、ということをお尋ねいたしました。つきまして、局長からだつたと思つておりましたが、それは消滅したのだといふことを一応お答えになつたのであります。その後質疑応答が進んでおる途中におきまして根源という言葉があらはれたので、引續いて私は根源が残つておるといふことは恩給権が残つておるといふことは財産権が残つておるといふことは財産権が残つておると、憲法の問題が起つて来そうに思ひますが、といふことを質問したのであります。で停止されてい

御説明を申し上げます。軍人軍属に、又遺族に從來給されておりました恩給と言いますと、いろいろございまして、普通恩給、増加恩給、傷病年金、扶助料、一時恩給、一時扶助料、傷病年金、こういふような各種の種類があつたのでございます。これをいろいろふうな各種類のものをひつくるめまして、恩給法におきましては恩給と称しておるわけでございますが、これら各種の恩給の中におきまして、傷病者に給せられておりました恩給につきましては、恩給法の特例によりまして從來と変つた姿によつて給せられることになり、そのほかの恩給につきましては、恩給法の特例によつて廃止せられてしまつたものであると、こういうふうな考へておるわけでありまして、それならどうして廃止というふうに解するかということが問題になるわけでありまして、この廃止ということをはつきり現わしますために恩給法の特例の第一條におきまして「軍人若ハ準軍人——又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ」とこのうふうにはつきりと「給セズ」とこのうふうな表現をいたしたのでございまして、そして第一條に、普通恩給その他の廃止されるべき恩給を列挙したのでございまして、次に「給セズ」という言葉がそれならば恩給を與えないという表現になるかということが問題になるかと思ひます。恩給法におきまして用語の使い方といたしまして、恩給を與える場合におきましては、恩給法の中におきまして、「恩給ヲ給ス」という言葉を使つております。それから恩給を與えない場合におきましては、「恩給ヲ給セズ」という言葉を使つ

ておるのであります。その恩給法の中用語に従ひまして、特例の第一條の場合にも「給セズ」という言葉を使つたのでございまして、かような次第でございまして、恩給を「給セズ」とこゝろ書いておる第一條は恩給を廃止してしまつた趣旨である。こういうふうには私に考へてゐるのであります。それから先般の御質疑の際に停止という言葉をございまして、恩給を停止したのでございまして、恩給の停止という言葉を恩給法では使つております。恩給法で恩給の停止と言ひます場合につきましては恩給法につきまして二つの場合を考へてこれを解釈しなければいけないと思ひます。恩給を停止しなさいと思ひます。恩給を受けるところの基本権を言ふ場合もありまして、それからこの基本権に基きまして郵便局に行き恩給の支払いを求めるところの恩給請求権を言ふ場合もあるものであります。この後者の場合におきましては支分権とか、或いは支分的恩給権と私たちは呼んでおります。恩給法におきまして恩給停止と申します場合には、基本的な恩給権そのものを与えておいて、そして郵便局で、平たく申しますならば郵便局における恩給の支払いをとめる場合を恩給停止と、こゝろ申しておるのであります。そして軍人軍属のかたの普通の恩給をとめましたが、これは基本的な恩給権そのものは与えておつて、ただ単に恩給を郵便局で支払わない、こゝろいうことでございまして、これは確かに恩給停止なのでございまして、その場合におきましては恩給を給せずという表現は使われないで恩給を停止するといふ

ふうな表現を要しておるべきであるとかうに考へるのでございまして。この第一條に「恩給ヲ給セズ」と書いてございまして、これは恩給を停止してしまつたこととございまして、それではどうしてこれを廃止したかということになるのでございまして、これは終戦の直後に總司令部からきついディレクティブを受けまして、恩給を停止してしまつたので、その当時政府といたしましては、でき得る限り總司令部に懇請いたしまして、これに對しまする緩和方を求めたのでありますが、どうしても許されなかつたために、止むなく指令に應じた措置をとつた次第であります。それから次に根源云々の問題でございしますが、それは私の言葉が不十分でございまして、大要御迷惑をかけたと思ひますが、軍人も軍属も恩給法上の公務員であることはこれは間違いないのでございまして、又恩給法上の公務員としての取扱は現在も受けております。それは軍人、軍属に關する規定を恩給法の中から削除はいたしましたけれども、削除をいたしました際に、なお従前の通り取扱をするという規定を置いておきますことといたしました。軍人、軍属は恩給法上の公務員であることもこれは間違いないのであります。恩給法の劈頭に、「公務員及其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」と、こゝろいうふうに書いてあるのでもございまして、この第一條には私は軍人、軍属及びその遺族もすべて入つておるものと、こゝろ考へております。そういう点から考へまして、私は根源そのものが残つてゐる、こゝろいうふうに考へておるのでござい

ますが、ただ「本法ノ定ムル所ニ依リ」と、こゝろ書いてありますところからいたしまして、恩給法におきましては軍人、軍属の遺族には恩給を給するといふことになつておるにかかわらず、この特例のほうで以て制限されて、そうして遺族その他には恩給が行かないようなことになつて来ておる。こゝろいうようなことでございまして、その一番元になつておるところの「本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」、そのことだけは私は依然として残されておる、こゝろいうふうに考へておるのであります。

○補見義男君 今までたび／＼質疑があつたこともわかりませんが、私今ちよつと審議をしておる法案について伺ひたいのですが、専門員のかたからですか、どこからか配付された参考資料の中に、恩給の本質についてというところで馬場政府委員、これは第四十六回帝國議會における馬場政府委員、これは恐らく法制局長官の馬場さんだと思ひますが、馬場さんの定義が「恩給は、恐らくこれが今も内閣の公権的な解釈になつておるのだらうと思ひますが、それによりまして、「在職期間内ニ於テ當然本人ノ経済上ノ能力ハ消耗サルノデアルカラ、退職後ノ生活ノ上ニ於テ、之ニ對シテ國ハ或ル程度ノ賠償ノ意味ヲ以テ金ヲ給与スルノデアル。是ガ近來ノ先ヅ新シイ恩給ニ對スル觀念デアルカト思フノデアリマス」と、こゝろいうような政府としての公権的な解釈が示されておる。そこで一般文官それから軍人、一般軍人においてもこれは範疇は同じであつて、この恩給の定義、本質に基いて從來恩給

が支給されておつた。ところが、軍人について進駐軍の命によつて只今もお話になり、又この間の連合委員会で官房長官等も言つておられたように、特に向うの命令、強い圧力によつて軍人の恩給を停止したといふことになつたといふふうな何つたわけなんでしょう、こゝろがその事情がなくなつた今日においては、本来恩給というものは、軍人に対する恩給は文官に對する恩給と同じように、この恩給の本質に基いた解釈で変りないと思へば、その中断されたものは仮に停止か或いは廃止かといふようなことであるにしよう、その停止或いは廃止ということが日本政府の折角の強い希望にもかかわらず、進駐軍のそれによつて廃止されて併しこの本質に關する考へ方について若し変りないと思へば、この特例に關する件の措置に關する法律案においても、考へ方としては本来軍人に対する恩給を給すべきものである。併しその給するについてどういふふうにしてその後の事情に依つて或いは調整をして行つたらいいだらうかという基本觀念に立つておるのか、そうじやなしに、もう一遍廃止されたのだから、これは新しい問題として旧軍人に対する恩給問題を考へるという基礎に立つてこれから考へて行くのか、その点はどういふふうな基本觀念は見ればいいのか、ようか。

○政府委員(三橋則雄君) 私は恩給制度が設けられておりますのは、今補見委員の述べられましたような一つの理念に基いて設けられておると思ひますのでありまして、それは使用者たるこゝろの立場におきまして、國家が社会的な義務を果したために設けたものである

と考へておるのであります。そうしてその社会的な義務を果したために、一つの法律上の権利として定めたことに上つて公務員は一つの権利を取得する、こゝういふに考へておるわけでありまゝ。そこで軍人、軍属又その遺族の人たちに対しては今後の恩給の取扱につきまゝしてどういふうな取扱をするか、どういふうな理念に基いて取扱をして行く考へ方かといううなお尋ねだろと思ひますが、私は現行の恩給制度を今政府が容認しておる現在におきましては、今お述べになりましたやうな理念に基きまして、従来と變らないやうな考へ方で軍人軍属の恩給に對処して行くに考へておるわけでありまゝ。

○補見義男君　そうするとこゝういふに理解していいですか。今のお述べになりましたやうに、本来国の社会的義務を遂行するという立場から恩給というものが出ている。それから又恩給の本質についても、国は或る程度の賠償の意味において金を給する。これは一般軍人、それから一般文官共に適用されることであつて、これを国の側から見れば、この賠償義務というものを一方的に停止するとかなんとかいふことは、これは国全体の意思として立法その他の処置でできる場合はこれは別であります。そうでなければ、一般文官にはそういう一方的な賠償義務をみずから排除するやうなことの措置をとらずに、ひとり一般旧軍人に対してのみそういう措置をとつたのは、これはあの司令部の占領行政下における特殊事情に基いてこゝういふにされたので、従つてこれは廃止と言ふけれども、実は政治的な意味から言へば

月に雲がかつたやうなもので、本来ならば、これから問題になつて来れば、一般文官と同じやうに基本権といふものが実はあつたのだ。それが司令部の命令によつて中断されたのだから、これらの新らしくできる委員会であるいは論議するに當つても、旧軍人にはやはり出すべきものなんだから出すべきなんだという基本概念から、この特例審議会といふものはそういう基本概念の上に立つて論議すべきものであるか、そうでなしにもう一遍今の御説明のやうに給しない、そこで従来の特例といふものは当然なくなつた。そこで白紙の上に旧軍人のことを、言葉は適当ではありませんが、恩惠的に考へるといふ基本概念でこの特例審議会は審議をして行くのか、その基本概念の問題はどうなるかといふことがこれからの質問なんです。

○政府委員(三橋則雄君)　今の御質問にお答えします前にお伺ひしたのでありますが、この特例は連合軍最高司令官の命令に基いて制定された勅令でございますから、従つて講和條約の効力が発生しますればこれは当然失効すべき性質のものである。そこで政府といたしまして何らかの特別の措置をしなれば、六月月しますれば失効してしまふ、失効してしまふ。そうすると、恩給法があつて別に恩給法の特例があり、これがなくなり、恩給法だけになるわけでありまして、恩給法の本来的規定によつて軍人、軍属又その遺族の人々の扶助料その他の恩給の問題が律せられることになつて来る、こゝういふことになつて来るわけでありまゝ。現実の問題といたしまして、この特例がある限りにおきましては、この

特例の効力が存在している限りにおきましては、軍人軍属又その遺族たる者についてこの特例の第一條に掲げられておられます恩給は廃止されているわけでありまゝ。そこでこの廃止されている恩給を今後どういふやうに措置をするかといふ問題については、新らしく立法的な措置を要するところ考へていゝるのであります。この立法的な措置は、その一つは自然にこれを放任いたしまして、そうして六月月たつてしまふ、恩給を給するやうにするか、或いは又變つた形の措置をするかでありまして、これにつきましては、法律的な措置は当然要するところいふやうに考へて置くわけでありまゝ。この法律的な措置をするにつきましてどういふやうな考へに基いて政府はやるつもりなのか、これが今補見委員のお尋ねじやないかと、こゝういふに思ふのであります。それは根本的な考へといいたしましては、今お言葉にありましたやうな恩惠的な考へ方に基いて、そうして軍人軍属又はその遺族等の人たちに對しまして、恩給を支給するといふやうな考へ方には立たないで、これは當然国としてやるべき義務とこゝういふやうな考へ方に立つて恩給を考へる。これは文官の場合に恩給を給する場合と何ら變りはないこれについては差別して考へていない、こゝういふことだけはつきり申上げられるところでありまゝ。

○補見義男君　私の質問が純然たる法律論的にじやなしに、半ば政治論的な意味も加つたために、或いは受取られる場合に誤解があつたかも知れな

いのですが、私の伺つたのはこゝういふ意味なんです。今御答辯になつた前段で申されたやうに、軍人について恩給といふものがあつたとあつて、そうして途中で政令でこれが、局長の言葉を借りて言へば、給しない、廃止といふやうなことになる、併し今の御説明のやうに講和が発効してこの政令が當然失効した場合に、今までのそのままで来た権利が又やつと復活して、当然この政令が効力を失ふと同時にこの権利が中断されておつたのが復活して行く、こゝういふことなら、そこでこれを復活させる場合に、現在の経済事情、財政事情その他諸般の事情を考慮の上で従来通り引き續いてやつたらいかどうかといふことについて調整を考へる必要がある。そこでこゝういふものができるといふやうな、こゝういふに前段の御答辯は受取つたのであります。それなら話は常識的によくわかるのです。ところがさうじやなしに、さつき竹下さんとの質疑のなかに伺つておりました、恩給権といふものは、本来のこゝまで中断する前に来た恩給権といふものはこゝでも権利が喪失したといふますか、消滅したのだ、こゝういふやうなふうにお話があつたものであります。それじやもう中断とか何とかいふのではなく、もう恩給権といふものは旧軍人にはないのだといふふにのとれたものですから、そうするとこれからの軍人に対する恩給といふ問題は、恩給権といふものはないのだから、もう基本権といひますか、それもなくなくなつておるし、既得権もなくなくなつておれば、恩給権といふものは全然なくなつておるのだから、そうすると旧軍人に対するこれから先の問

題はどういふ観点からこれをやるのか、こゝういふ疑問が出て来るというところの質問なんです。先ほど一番最初に申上げましたやうに、恩給と一口に申されましても恩給法ではこれは数種類に分かれておつて、数種の恩給を総稱して恩給と言つてゐるわけでありまゝ。そこで恩給があるとかないとか、おつしやいますか、軍人は普通恩給は廃止されてゐますか、増加恩給、その他傷病者に給せられる恩給につきましては、従来通りに給されておりますが、その内容と言ひますか、又案といひますか、これは前とは随分變つたものになつたものを給することになつてゐます。普通恩給の外に従来は一時恩給とか傷病金とかいふ、あつたが、こゝういふ恩給を受ける基本的な権利はそれの、従来通りであつて、ただその支払いがとめられてゐるという意味において廃止云々いわれるとしますならばそれに対しては私は全然さういふことではない、廃止は支払をとめてゐるといふ意味ではありません。こゝういふことをはつきり申上げてゐるのです。併し軍人といへども公務員です。公務員であることは認められてゐる。恩給法上の公務員であるからこそ、特例におきまして定められてゐる増加恩給とかその他傷病者に対する恩給が給せられることになるのです。その恩給法上の公務員たるということそのことは認められておりました、軍人たる公務員にどういふ恩給を給するかといふことが従来と違つて来ているわけなんです。軍人については、今までも恩給法がたび／＼改正されて、恩給法が制定されてから今日まで同じよ

うな恩給が給せられているわけではな
いのです。或いは軍人に対して給せら
れておつた恩給で文官に給せられてい
なかつた場合もあります。

又軍人と同じように文官に給せられた恩給もありますし、又軍人の中におきましても、下の下士官、兵だけに給せられておつたものが、後には下士官兵以外のもの、即ち將校にも給せられるようになったものもありますし、恩給給法は時によつて内容が變つて來ているのです。そういうようなわけでありますから、今度軍人に恩給を給すること

になる場合におきましては軍人に對する恩給の姿が、その内容が變ると思ひます。これは、私は當然考へられることだと思ひます。従つて普通恩給が仮に又給せられることになつても、前と同じような普通恩給になるかどうかということは、これは問題であると思ひます。基本的な前と同じような普通恩給は与へられている。それがただ單に支給が停止されている。こういう考へ方に立ちますならば、前と同じような恩給をこの際復活すると言ひますが、又は支給をとめておつたものを開始する

といふことにならざるを得ないと思ひます。そういうような考え方はどうしてもできないのじやないか、こういうふうな考えを持つております。ただ仮に普通恩給を今度給するということがなつた場合におきまして、従来も普通恩給をもらつておつたではないか、今度又普通恩給を給するではないか、さうすると普通恩給の復活ではないか、こゝういふ御議論があるかもしれません。それから又普通恩給を停止されておつたのが支給せられることになるのではないか、こゝういふような意見も又出

かもわかりませんが、併し普通恩給の停止されておつたものをやるといふように言われますという、言葉のあやになるかもわかりませんが、従来持

つておつた普通恩給の権利そのものはそのまま持ちつづけて、その支払いだだけかとめられておつた。その支払いを今度受けることになる、こういうふうなふうに誤解される處れが非常にあるのじやないかと思ひます。このことをはつきり申上げておきます。こういう停止という考えは全然持つておらないのであります。

○補見義勇君 大体法律的に分析されている点はよくわかりました。そこで結局今の三橋さんの言われた従来の恩給は、受給権は、基本権も受給権もなくなくなつた。併し公務員は本法に基く恩給を受ける権利を有すると、こういうことになっているのだから、従つて従来の具体的な恩給というものは停止されたかも知れないが、ほかのものは併し、公務員は本法第一條に基いた恩給を受ける権利、恩給受給権というものはあると、こう理解していいわけですか。

○政府委員(三橋則雄君) 本法の定めるところにより、恩給を受ける権利を有するのでありません、かかる権利、それは、はつきりございます。

○竹下豐次君 どうも私は実は甚だしつこいようであります、非常に大事なことでありますから、これはまあ根本の問題だと思えますから遠慮なしにお伺いをするのですが、仮にこの法案がつけられたとしますと、そうするというと、六十八号の勅令というものは今度平和条約の発効の日から無効になるのですから、それとも一番初めからもう

なかつたものと同じ状態に帰るといふ御解釈ですか。

○政府委員（三橋則雄君）　ちよつとも一度……。

○竹下豐次君 非常にこれはデリケートなことですからね。この法案が仮に通過しなかつたと仮定しますね。その場合に勅令第六十八号というものはもう初めからなかつたものと同じことにならざるのであります。或いは四月二十八日の平和条約発効の日から効力がなくなるものと、こういうことになるのであります。遑つてもう初めか

か。

○委員長(河井彌八君)　ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君)　速記を始めて下さい。

○政府委員(三橋則雄君)　この勅令六十八号が仮に失効いたしますと、失効してしまひまして、そうして恩給法の規定によりまして、軍人、軍属又はその遺族に対しては恩給が給せられると、こゝういふふうになつた場合におき

ましては、昭和二十一年の二月一日に遡つて恩給が給せられることになるのじやないかというような御趣旨の御質問じやないかと思つておりますが、これにつきましては、確かにそういふふうな御疑問も私は出ると思ひます。それにつきましては、私たちの局といひましては考へております解釈といひましては、昭和二十一年二月一日以後におきまして、勅令第六十八号恩給法の特例が制定されてから、この六十八号の効力が失われるまでは、恩給法の規定は仮死の状態にあつたの

であつて、その間におきましては、僅く余地が全然なかつたものと考えられるのであります。従つて昭和二十一年二月一日に遡つて恩給権を取得すると

いうようなことは考えられない。飽くまでもこの昭和二十一年の勅令第六十八号が失効したその時から恩給法の規定によつて恩給権を取得する、恩給法の規定によつて恩給権を取得する、こゝういふに解すべきではなからうか、こゝういふに私たちは一応考えているのであります。

○竹下豐次君 私ども実は昭和二十一年

に遡つて効力が発生して、その時に働いてまで恩給を支払わなければならぬ性質のものではない、こういう意味に考へてゐるのであります。ただそれに関連しておりますから、それから先、に質問を差したのですが、若しこの法案が通らなかつたならば、平和条約の成立の日から復活するということになるか、或いは法案が何にもできなかったからやはり支払することはできないのだと、支払要求する権利もないんだ、両方にちよつと疑問が起るのであります。その点をどういうふうにお考えに

狙いなんです。四月の二十八日以後、もう一べん申しますと、若しこの法律案が通過しなかつたならば、四月の二十八日以後は恩給が復活するとお考えになるものか。やはり復活しないで専ら請求権はないということにお考えになるのか。

○政府委員（三橋則雄君） この法案が成立しない場合におきましては、別にポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件の廃止に関する法律案というのがありますが、あの法律によりま

して、この恩給法の特例は、講和条約の効力発生後六ヵ月にして消滅することになります。従つて六ヵ月たちまてから後に、初めて恩給法の規定が實

人、軍属又はその遺族たる人たちに對して働くといふことに相成るわけであります。従つて先のお尋ねの講和条約の発効の日からではなくて、講和条約の効力發生後六月たちました日から恩給法の規定が働いて、それから軍人、軍属又はその遺族のかたは恩給法を取得されることになる、こういうことになります。

○竹下豐次君　そろしますると、**結**支払いが停止されておつたということになるのじやないですか。

○楠見義男君　今竹下さんの御質問は補足して、関連して伺うのですが、その場合にこう観念していいですか。先ほどの御説明のように、既得権といふ言葉は悪いのですが、適當でないかすわかりませんが、恩給となるというところ恩給がございましてという御答でございしましたから、普通恩給に例にとつて言いますと、普通恩給に関する既得権は、ポツダム勅令が出た時に、停止

その既得権はもう消滅してしまつてゐる。そこで今の御答弁で行くと、この法律が仮に通らないという場合には、四月二十八日から六月たつた先に初めて、新しい恩給権が先ず裁定を受けるので、そうして恩給を受ける権利が、具体的に裁定に基いた、新しく裁定された、その裁定に基いた恩給請求権というものが出て来る。基本権は、恩給を受ける権利というものは、先ほど述べになつた恩給法の一節か何かによつて、ちゃんとある。こう理解していいですか。

○政府委員(三橋則雄君) この恩給法

の特例ができましたときには、軍人には普通恩給を給するという規定が恩給法に規定してあつたわけですが、恩給法の中にそういう規定があるということをお前提としてこの特例ができたわけであり、恩給法の、軍人に普通恩給を給するという規定は恩給法の中に生きて今日まで来ているような形になつておるわけであり、恩給法の特例がなくなりましたという、なくなつた時から、恩給法の中に軍人に恩給を給するという規定が書いてあるのがそのときから働いて来るといふことになる。それで、この普通恩給を軍人にあつた人には与えるという規定を新たに置いたと同じような結果になる。こういうふうに考へておられます。

○松原一彦君 私はそれよりも前に

落ちないのですが、今三橋局長は、ボツダム勅令によつて恩給は仮死状態になつたという御説明があつたのです。仮死状態になつたものが蘇生すれば元の姿に復する。いやしくも恩給権が存在してゐる。仮死状態になつたのだから、一応消滅したものとしまして、それが蘇生したときには元の姿になるというのが当然であり、一步譲つて、権利は残つておつたけれども、従来の裁定そのものが死んでおつたと、この局長の言う通りに解釈しまして、昭和二十一年法律第三十一号、この附則の中には、第二條に、「従前の規定による公務員又は公務員に準すべき者についてはなお従前の例による」という字がちやんと書いてある。従つて仮死状態であつて恩給裁定は一応消滅しても、それが、復活した場合においては、過去の公務員として恩給権を持つ

者は、当然この第二條によつてなお従前の例によつて復活するのでありますから、一点の疑義はないと思つてゐる。従前の法律がそのまゝここに復元するのであります。従つて今回の御説明にも復元という文字がちやんと使つてあるのであります。新たに軍人恩給法を制定する必要はない。復元とはつきり書いてありますから、私は仮に局長の言われる通りにしまして、裁定が一応無効となつても、蘇生した場合における基準は従前の法律によるものと解釈するものであります。この点につきましては如何でしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 只今私が假

死の状態といふことを申し上げましたに ついての御質問でございます。私先ほど申し上げました点につきまして、もう少し補足的に申し上げます。この普通恩給について例をとりますれば、普通恩給は軍人が一定の年限在職しまして、退職した場合に普通恩給を給する、こういうふうに書いてあつたのであります。そこで退職したときには普通恩給を給すると書いてありますから、退職したときに遡つて普通恩給の権利を取得するといふふうに読まれるのじやないか、そうすると今後六ヵ月後になりまして恩給の規定が働くようになりなりました場合において退職したときとそのまま読めば、昭和二十一年二月一日に遡つて恩給権を取得するようにならなりましたのか、こういう御疑問は確かにあります。先ほどの竹下委員の御質問に對してお答えしたときにもその点はお答えいたしました。私は、そのように昭和二十一年二月一日に遡つて働くように解するといふ解釈ができるかも知れませんが、併

しながらその恩給法の規定は昭和二十一年二月一日からこの特例が廃止されるまでは死んだ状態に置かれておつて、そうしてこの特例が廃止されて初めて動くといふことになるのであるから、それまではこれは働かないものとして解することができるといふやうな。従つて特例が廃止された後において初めて恩給権を取得し、それから恩給を支払はれることができるのではなからうか、こういうふうに解しておる。このううううにお答えしたのであります。

○松原一彦君 その点を追究しておる

のじやない。仮死の状態が六年八ヵ月続いた、それを元に戻せといふのじやありません。仮死状態から、つまり人間が恩給を受ける権利から遮断されおつた。遮断条件が失効してからは、その失効の日から、丁度追放令によつて文官が恩給を受ける権利を失つておりますが、追放解除の日から文官はすでに恩給を受けております。従つてこのボツダム勅令といふものが六ヵ月間軍人恩給を遮断しておつた。それを停止と言つても、廃止と言つても、いずれもそのまゝ効力を失つておつたのであります。その遮断条件がとれてしまえば、なお恩給権という根拠が残つておる以上は、従前の規定による公務員又は公務員に準すべき者については根拠が残つておる以上は、よるべき法律は何かといふと、この昭和二十一年法律第三十一号の第二條によつて復元のものが当然であつて、疑う余地は更になく、私はこゝに信じます。如何でしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 恩給を受くるの権利は特例によつて廃止してしまつたのであります。普通恩給を受くるの権利はこの恩給法の特例によつて廃止されたのであります。この特例の効力が消滅してしまふといふと、現状のままに恩給法をしてあげれば、恩給法の規定によりまして従来もらわれておつたと同じような性質の恩給権を新たに取得されることになるのではあります。併しながら基本的な恩給権を従来から持つておつた、それをただ支給がとめられておつたと考えられるべきものじやない。こういうことは先ほどから申し上げたこととござい。又禁止、廃止といふことにつきまして、いろいろと言葉がござい。また、これは私どもの書き方でも悪かつたと思ひますが、この廃止の場合には恩給廃止と書いておるのと書いておるのがあります。恩給禁止とはどうも書きにくいのでございまして、給与といふことをいへば恩給の給与と書くべきじやないかといふこと、実は恩給給与の禁止と書いたものであります。言葉の使い方が悪く、適当でなかつたかも知れませんが、禁止という言葉には恩給の給与といつて、給与という言葉を入れて使つておるのではありません。恩給の禁止という言葉は使つていないのであります。その辺のところも一つ御丁寧に願ひたいと思ふのであります。

○松原一彦君 いや、恩給局長の解釈の通りには私は解釈して、根拠は残つておるけれども、その間においては過去の裁定を受けた恩給金額も、その受領の権利も共に仮死状態にあつて、それは消滅したが、復活した場合に、恩給局長の解釈の通りにいへば、これは白紙に戻つた。権利だけはあるけれども、裁定すべき何らの根拠がない、新たに制定しなければならぬといふことは、一応恩給局長の解釈の通りに私も解釈をして、肯定して、然らば如何なる規定によつて復活した後の権利が動くかといふ場合は、この昭和二十一年法律第三十一号であつて、これは局長が現に草案をお書きになつたものであつて、今日あることを予想しての私は法律であるといふことを確信する。如何でしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) その点につきましては私はちよつとこで答弁を差控へたいと思ひます。私はその当時におきまして、恩給をことさらにどうしようといふような心持を以てこつたとか、又はこつた心持を以てこつたやうなことはちよつと申し上げることはできません。ただ私が昭和二十一年勅令第六十八号の恩給法の特例を制定するにつきて、こういうううううな形をとつたことにつきまして、いろいろ議論があると思ひます。又その当時におきまして、これについては、その当時におきまして日本政府の、何と言いますか、心持、私の心持、それから總司令部の趣旨、そういううううなものを考えました場合には、こういう形をとるのが一番いいのじやなからうかといふことを考えたことだけは申し上げられると思ひます。即ち当時におきましては、政府といたしましては、幣原総理大臣を初めといたしましては、橋本書記官長におきましては、何とかして軍人又はその遺族の人たちの恩給につきましては、總司令部に懇請して、向う

の命令を緩和してもらうように努力を
みずからされると同時に、私どもにも
いろいろ努力をさせられたのでありま
す。従つて私も勿論であります。当
時の書記官長の橋本さんにいたしまし
ても、恩給法から軍人に恩給を給しな
いというふうに、どん／＼條文を削除
してしまふということについては気が
進まなかつたわけでありました。私も実
際苦しい思いをして、実感が進まな
かつたのです。併しながら司令部の命
令ではいたし方ない。そこで何とかし
なければならぬ。それには司令部の命
令は命令として、これをはつきり書い
てしまふべきだと思つておりました。
そうして恩給法は恩給法としてそのま
まにして置いて、そうして司令部の
命令はその通りに特例法に書いておこ
う、こういうことで実はこういう形式
を考えたのでございまして、その当時
私が今松原委員の仰せられましたよう
なことをどう考へていたかにつきまし
ては、私もよくよく考へていたという
ことを申し上げることは差控へたいと思
います。

○松原一憲君 それは私はこれは政治
的な一つの主張となりまして、ボツ
ダム勅令というものは敗戦国に課せ
られたる絶対命令でありまして、国会
を経由しておりません。従つて法律で
も何でもないものであります。これは
受けざるを得なかつた敗戦国の当然の
義務でありますからいたし方はござい
ません。併し独立した時分には、このボ
ツダム勅令というものは效力を失う。
その效力を失うのにも、至急に即日か
ら失つたのでは、善後措置等について
いろいろ困難な事情もあるからして、
六ヶ月間だけはこの勅令の效力が存続

するということに、これは国会の意思
を以てきまつて、国会も承認してきま
つたものであります。従つて六ヶ月が
終つたときには、私は復元するものがこ
れは政治的な一つの当然の主張である
と思つたのです。それが政府においても
さういふお考えになつておればこそ、
今度のこの特例法を出しになつて、
六ヶ月後、なお六ヶ月間延長をして、そ
の間に特別の措置を講じようというふ
うに意図せられたものと信ずるのであ
ります。でありますから、この説明を
読んで見ましても、講和條約の效力発
生後における復元の措置といふことが
はつきり書いてある。復元であります。
新措置ではあります。新たな措置
とはどこにも説明してないのであり
ます。現に復元という字が至るところ
に使つてあります。復元の措置と言わ
れることは、政治的良心の上から言
つて見ても、その遮断したる條件がな
つた以上は、元に戻るというものであ
り、元に戻るという用意は、一応そ
れが消滅したものと見ても、只今申し
たような法律第三十一号によつて国会
の議決によつて成立した法律にはつ
きりその用意ができておるのでありま
す。当然これはあるべきものだと思
う。ボン憲法のごときは、占領期間だ
けの效力しかない。憲法すらも占領が
終つたときには效力を失うのでありま
す。いんやかくのごとき軍人懲罰、
ミリタリズム根絶といつたような意
図の下に行われたこのボツダム勅令極
まるボツダム勅令を失したならば、私は
日本の政府は政治的にも独立国の体面
としても、過去の軍人に対する軍事行
動の如何は問はず、国の法律の背景の
下に安心して出て行つた人々、これを
復元するのは当然だということをお説

も申上げたのであります。従つて私は
この点について疑義のあることをばす
こぶるおかしいと思つたのであります。
いづれにしましても、私どもは法律解
釈としましては、講和條約発生效后六カ
月たれば恩給は復元するものと今日ま
で信じておつたのであります。それが、
どこに誤りがあるでしようか、ど
うでしようか、御明答願ひたい。
○政府委員(三橋則雄君) 只今御審議
をお願いしておりますこの法律案を
出さないで、そうしてこの恩給法特例
につきましても何らの措置をしない場合
におきましては、只今松原委員の仰せ
られましたようなことになるものと考
へております。

○松原一憲君 それではよろしい。
○三好雄君 先ほど来の質疑答を承
つておきますと、率直に申しまし
て、法律論と政治論或いは立法論と解
釈論が混同されておる向が相当感じら
れるのであります。問題の根本は、各
委員から出たものを横で承つており
ます。という、結局ボツダム勅令或
いはボツダム政令の効力の問題が出發
点になつておると思つたのであります。
つまりボツダム勅令なりボツダム政令
によつて廃止せられた法律、或いは剝
奪せられた権利は、決定的に永久に廃
止乃至剝奪されたものとして、それが
復活する場合に、新たな立法措置を
要するものだ、こういう解釈の上に一
応恩給局長は立つておる。ところが終
つておつたのであります。ところが終
りのほうになつて来ると、そうでない
ような立場をとられておる。どうも受
取れたのであります。その辺は多少
明確な欠点があると思つたのであります。
私は確かに解釈論として、ボツダム勅令

なりボツダム政令によつて廃止せられ
た法律、剝奪せられた権利は、それは
講和條約発効により当然に復活する
というのではなく、決定的に廃止され
たのだと、剝奪せられた権利は決定
的に剝奪せられたのだといふことは解
釈論として成り立ち得ると思つたので
す。恐らくさういふ解釈は一般に日本
の政府によつてとられておる。に見
受けられるのであります。が、さうい
ますという、提案理由の御説明なり、
この今提示されておる恩給の特例に關
する件は、法律第二條の表
現といふものは非常に誤解を生むと思
います。これはしば／＼引用せられた
ように、提案理由の御説明の中に復元
という言葉を使つておる。これは恩給
法の特例に關する件が、基本的な恩給
法の效力を一時停止しておるものであ
つて恩給法の特例に關する件が效力を
失はば、軍人恩給の一時停止されてお
つたものが元にかへるんだといふ印象
をこの復元という言葉は少くとも与え
ると思つた。

それからもう一つ、第二條の、「恩
給法の特例に關する件は、昭和二十八
年三月三十一日まで、法律としての効
力を有するものとする。」この表現も、
二十八三月三十一日まで軍人恩給
が停止されたんだけれども、それ以後
は復活するんだといふ印象をやはり与
えると思つた。ですから提案理由の説
明の表現なり、この法律案第二條の表現
は、確かに先ほど来いろいろ質疑が出
ておつたような疑義を生むような表現
になつておると思つた。さういふ
理由があるよう見受けられるのであり
ますが、根本的なボツダム勅令なりボツ

ダム政令の効力を恩給局長にお尋ねす
るのとは違ふと思つたのであります。
が、局長の見解としては、ボツダム勅
令によつて廃止せられた法律、或いは
剝奪せられた権利は一時的なものとな
くして、決定的になつておるんだ。そ
れが元にかへるために新たな立法措置
を必要とするんだといふ見解をとつて
おられるのかどうか、その点を承わり
たいと思つた。

○政府委員(三橋則雄君) 私は先ほど
来、それから又先日の答弁におきま
しても、ボツダム勅令第六十八号の恩
給法の特例の第一條によつて廃止され
たところの恩給が、この政令が廃止され
たために、当然にこれが復活する
は一言も言つておりません。これは三
好委員も御承知と思ひますが先般も
御説明しておるところでございます。
それからさきほど御説明いたしま
したように、恩給法というものは今現在
あります。この恩給法の規定によつて
軍人には、又軍属には、又その遺族にも
恩給が給せられるようになっておるわ
けです。さういふ恩給法の規定
があること、現在あることを前提とし
て、この恩給法の特例は制定されてい
るのです。恩給法は、これは前からで
きておる。恩給法の特例は昭和二十一
年の二月一日になつてからできたの
で、恩給法の特例というものは恩給法よ
りあとになつてできたわけなんです。
それから現在の法令におきましては、恩
給法にあつては、軍人、軍属、その遺
族には恩給が給せられるといふことを
書いておつて、さうして恩給法の特
例、あとになつてきたところの特
例、法律と同様の效力を有するところ
の特例においては、この恩給法特例

の第一條に掲げられた恩給は給しないということを書いておるわけだ。こゝういふ二つの法令があるわけだ。恩給法の特例があるがために、軍人、軍属に對しましては普通恩給などが廃止されたことになつておるわけだ。この廃止されておる特例がなくなつてしまへば、なくなつたときからは、今度は恩給を給するといふ軍人、軍属の恩給法だけが動き出しはしないか、こゝういふことについて先般松原委員なんかの御質問が出ておるわけだ。それで私はその通りですといふことをお答えしておるわけだ。これは法制意見書長官からも先般お答えした通りでございます。そゝういふやうなことでございまして、若しも現在の恩給法に、軍人、軍属に對して恩給が給せられるとはつきり書いてなくて、そゝうしてこの恩給法の特例のように、軍人、軍属に實際恩給は給しない、こゝういふやうなふうになつておつたときならば、これはポツダム命令に基づく政令が廃止されたからといふて、軍人、軍属の恩給が新たに給せられることにならなうと思ひます。これは間違ひありませんと思ひます。併し現在におきましては、恩給法があつて、その恩給法には、軍人、軍属に恩給を給するといふことがあつたから、そこで、その規定が新らしく動いて来ることになる。これについてはいろいろ議論が出ておるわけだ。

軍人等には恩給を給しないんだという表現をとつたために、今恩給局長の答弁されたやうな疑義を生じて来るんだらうと思ふのです。恩給法の特例に關する件によつて軍人恩給がなくなつた、ところが恩給法にはその規定が残つておる、實質的には恩給法の特例に關する件によつて、恩給法の中に規定されておる軍人恩給がなくなつたのか、残つておるのかといふ問題になつて来るのです。局長は、實質的には恩給法の特例に關する件によつて軍人恩給は決定的になくなつたんだけれども、形式的には恩給法に残つておるから、これが一つの意義を生じて来るやうなお考えのやうなものであります。が、解釋論としてちよつとその辺問題があるのではないかと思ふのです。

○政府委員(三橋則雄君) 私はわかりやすい條文を申し上げますが、従来の恩給の規定ですが、これは昭和二十一年の四月一日、宮内省がまだありましたときですが、この宮内省がなくなつたときとはどういふ規定があつたかといひますと、こゝういふ規定があつたのです。これは第八條の第二項です。お手に差し上げてあります昭和二十七年一月一日現在の恩給關係法令集に書いてあります。これには軍人の恩給の規定もありません。これは軍人の恩給の規定もありません。公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ニ此レは恩給法による恩給です。『本法ニ依ル恩給ト宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ト給セラレハキ場合ニ於テ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス』と、こゝう書いてあります。これは同一人がこの恩給法の規定によつて恩給権を取得すると同一の在職年によつて、この第八條の第二項に該当するやうなこゝういふ理由によつて、宮内官の恩給規程によつても恩給権を取得する、こゝういふやうな場合に於いては、宮内官の恩給規程による恩給を受けた場合においては、この恩給法による恩給は給しない、こゝういふやうなことをはつきり規定してあるのです。即ち宮内官としての恩給を受けた場合におきましては、恩給法の恩給は給しない、こゝういふやうにはつきり書いてあります。この前段のところのこれをすつと……今讀みましたこの規定と、この特例の規定と比べて讀んで頂ければ或いはおわかりになるかと思ひますが、この恩給法の規定によつて恩給を給せられる者であつても、宮内官の恩給規程による恩給を給せられた場合においては、恩給法による恩給は給しない、こゝういふやうに書いてあります。これは、たとへば、恩給法によつて恩給権を取得する者であつても、恩給権を與えないといふことを、即ち恩給を給しないといふことを表現したのです。この恩給法の特例は、恩給法によつて恩給権を取得してありまして、この恩給法を殺してしまつて、恩給権を與えないのだといふこと、こゝういふことをはつきり單行法の形で表現したわけなのであります。それでございいますから、決して恩給法の恩給権を認めながら、恩給権を與えておきながら、その恩給権に基く恩給の支払を受ける權利を、それだけをとめておる、こゝういふのでは、全然ないわけだ。

○竹下豐次君 先ほどから承つておりますと、恩給法が現在生きておるのだから根源が残つておるんだといふ

御説明なんです。そうしますと、それで若しこの法案が通過しないやうなことになる、元の金額支払わなければならぬことになる、それで延ばさなければならぬ、こゝういふやうに理解したのであります。が、そうしますと恩給法特例審議會で審議されて、まあ仮に一年かかるものとする、きまつて、不幸にして金額が支給されずに、その一部分でも減額されるというやうなことを仮定してみます。場合に於いては、現在生きておるその恩給法によつて得ておる恩給権といふもの、言ひ換へればその私権、財産権の一部分を侵害されるという問題が起る場合があるのじやないか、こゝういふことが氣づかわれるのですが、こゝういふことが憲法との関連があるわけですが、こゝういふことをしても憲法違反にならないのだといふふうにお考えでしようか。尤もそれが權利を剝奪する場合においても、公共性のためにやつておるといふやうな特別の理由がつけばこれは別ですけれども、そゝうでなく一般的に考えまして、それは差支えないでしようか。どういふふうにお御察になるでしようか。

○政府委員(三橋則雄君) 確かに形式的には、恩給法においては、軍人、軍属に、それから遺族にも恩給権を認められております。恩給を受ける權利を認められておりますが、併し恩給法と恩給法の特例と、これを引くつくるめて考へべきでありまして、現在の軍人、軍属及びその遺族の人たちに対しての恩給を給するか給しないかについては、この二つの法律で定められておるわけでありまして、從つて憲法の問題を考えます場合におきましては、恩給法がどう、恩給法の特例がどう、一緒にして讀ん

だ場合は、軍人、軍属に對してはどういふやうなことになる、こゝういふやうにばら／＼に考へて一々の場合を考へるのじやなくて、現に軍人、軍属に對する恩給制度を定めた法律として、恩給法と恩給法の特例をひくつくるめて考へて、こゝうしてこれらの法律が適用された結果として、現實の問題としてはどうなつておるかを考へ、こゝういふ現實を抑えて憲法の問題を考へるべきじやないかと思ひます。ただ傷病者に對する恩給は、これは現在若干行なつております。これについては、これよりも少い、減額するといふことはできないと思ひますが、恩給を現在受けておるか、受けていないかといふ問題から憲法の問題に入ります場合におきましては、私は恩給法はどうか、恩給法の特例はどうとばら／＼に考へるのじやなくて、恩給法特例等の法律全部をひくつくるめて恩給に關する法制を考へて、そゝうして軍人、軍属が現實において受ける權利はどうなつておるかといふことを考へまして、從來軍人のかた／＼が恩給法の規定によつて、或いは在職年限を通算されて恩給を受けられたが、現在では受けられていない。今後の措置のときは、或いはその在職年限の從來の取扱を變えるかも知れない。そゝういふ從來とられた措置を變えるからといひて、憲法に違反する問題は起らないのじやないか、こゝういふやうに思ひます。

○竹下豐次君 先ほどから恩給法によつて恩給権といふものがきまつておる。併し具體的な問題は六十八條との関連で一応消えて行くんだといふお話ですがこゝに恩給権といふものは、ただ抽象的な概念で、やはり恩給権があ

るかどうかということが起るだろうと思ふ。一文ももらえない恩給権というものは考えられない。何だか局長の答弁は非常に巧妙にやつておられますが、ただ抽象的な恩給権というものと、それから實際もう恩給権というものが、恩給権に二通りあるはずが私はないと思ふのです。だから恩給権が存在しておるんだ、憲法によつて存在しておるのだという御説明がある限りにおいては、やはり具体的な問題がそれにびつたり合かなければ、それで以て恩給権というものを言つてみたところ

で、まるで夢のような話だといふふうな気がしますが、それは法律的に解釈しても又常識的に解釈してもどうですか。

○政府委員(三橋則雄君) お話のように、抽象的に恩給の権利云々の話をしましたも、それはわからないのじやないかというところにつきましては、私も同感でございますが、この恩給の権利につきましても一応、大要を述べますが一言申し上げます、恩給の規定、恩給法といふんです、これは軍人の場合であり、また、軍人に關する恩給法と恩給法の特例とをひくくめまして、これを恩給法と申しますれば、この恩給法によつて恩給を受ける権利は定められておるわけですが、現在のところでは具体的に恩給を受ける権利があるのは傷病者の恩給に關してだけであり、す。ほかの全然ないわけであり、す。先ほど憲法の問題につきましても尋ねがございましたが、そういうような、現実に傷病者以外には恩給を受ける権利はなくなつてゐる、そういうことを前提として私は憲法の問題は考えるべきではないか、こういうふう

に考へておられます。

えておられます。

○中川幸平君 この法律案は非常に簡單な法律案で臨時に恩給をな一カ年延期した、そのほか恩給法の特例審議をこしらへて支給の範囲、適用等の研究をしようという簡單な法律で今一般の権利者としてはそう大した関心を持つておりませんけれども、先刻来各委員から言われるごとく、前半生を國家に捧げたいわゆる旧職業軍人、七万八千八万が知りませんが、その人たちが非常な関心を持つておられる重大な問題である。我々も何とかできんかといふような感じを抱きます。と同時に、政府としてもそれらの点は十分わかつておることと思ふのです。併しなお且つ總体的に一カ年延期しようといふかよ

うな法案を出した点から見ると、ひとり財政的の面だけかどうか、或いはその間外交的の面、国際的の面、それからその恩給の点もあるのか、それら点の恩給の点もあるのか、ではなかろうか。かようなことを考えますときに、何か委員長におかれても大蔵大臣、或いは又外交的の点もあるといふと、その間の事情を一つ自由に懸談して頂いて、そして適當な結論を出すようにお諮り願へんか、かように考えます。

○委員長(河井彌八君) 中川君に一応お答えいたします。実は本案の審議につきましては、上ほど慎重に考慮いたしましたので、財政と見比べまして、そして適當なる解決を得たいといふことを希望いたしておるわけであり、これは委員諸君全般のお考えであると、かように考へておる次第であります。而して本日ともは官房長官及び大蔵大臣の出席を求め

て、もつとそれらの点について政府の意向をただしたい、かように考へておつたわけであり、ところが二方ともお差支えがあつて出られないので、恩給法そのものに關する質疑応答は三橋恩給局長を相手にしてお願ひすることにしたわけであり、只今中川君の御要求のとき点は、委員長といたしましては何か取計らいたし、かように考へておりますが、今申したような事情で、今日はいたすことはできませんから、次の機会に適當に取計らうつもりであります。このことを申し述べます。

○鈴木直人君 先ほど三好委員からお話がありましたが、いわゆる立法論、解釈論、どういふふうな解釈でもつて進むかという問題と、今中川委員から言われました、委員長からもお話ありました、この特例法を修正すると言いますか、一カ年を待たずして、どんなふうな方法にして軍人のかたゝに對して財政的なことを考へつつ実施するかといふことは、まあ関連はしておりますけれども、別の問題だと思ふのです。それで官房長官、大蔵大臣が出席されないといふことは、この解釈論ではなくして、これをどういふふうにして今の政府なり與黨なりが解決するかという結論がまだ出ないから、併しながらこの段階においては太いに検討を續けて、恐らく或る程度の結論が財政面としても出るだろうといふことは我々も推測してゐるところであります。従つて本日出不いから誠意がないといふことではないと、私はそういうふうな考へておるものなのですが、併しながら財政に關係するものでし、いろいろあると思ひますけれど

も、私はそういうふうな考へておるものであります。本日出不いから誠意がないといふことではないといふふうに私は解釈しておるわけですが、ただ問題は、法律上の解釈なんですけれども、然らばどういふふうな見解の下にやつて行くかといふことは、これは重要な問題になるのですが、先ほど来何回も法律的な立法的な解釈について質疑応答があつたのですが、要するに例えれば治安維持法というものがあつた。それがポツダム政令で以て廃止になつた。これが講和条約発効後乃至半年過ぎれば又治安維持法がそのまま復活するのだ、従つて、ポツダム政令といふものは一時的なものであつて、それで廃止された法律は又元へ復活するのだといふ解釈であるやうな答弁が先ほど松原委員との間にあつたように思われるのです。もう一つは、既存の法律であつて、ポツダム政令に、何條はこ

ういふふうな改正する、何條々々はこのういふふうな改正するといふことで改正されて來てゐる法律がたくさんあるのです。それが今度はいよいよポツダム政令が効力が失われたといふ場合には、又その改正した部分を昔のままに復活して、そうして前の法律が生きて來るのだといふふうな思われるやうな答弁もあつたやうに思われるのです。ただこの恩給法については何條は何といふことではなくて、全然條文に關係なく、その部分についてのものがあつたためにその点がはつきりしてゐないのですけれども、恩給局長としては、一度ポツダム政令で既存の法律が修正された部分については、ポツダム政令が失効した場合は全部そのまゝそつくり元の法律に歸つて行くのだ、こ

う解釈なんです、どうなんですか。その点詳しく、さつきのやうなことでなく、立法論だけを、これはあなたに答弁を求めるわけじやありませんけれども、不幸にしてこのポツダム政令といふものは何條をどう改正するといふのではなくて、軍人に關してはこ

ういふふうな、あらゆるものに互つたところの、一つの改正だと思ふのです。それを改正と見ないのかどうか、いわゆる恩給法の改正と、こ

ういふふうに見ないのかどうか、一時停止しておつたのである、こ

ういふふうに見ておるのか、そこをお聞きしたい。

○政府委員(三橋則雄君) これは恩給法においては恩給を給するといふことがはつきりしております。

○鈴木直人君 それは今法律が存続しているから當然あるでしょう。その法律、従つて恩給法は存続している部分について、現在もそれは適用されてゐる、有効に効力が発生すると思ふのです。ただその特例があるために、その部分についても今効力を発生してゐるといふことであつて、特例法があつたために、軍人には恩給をやるという法律が、例えば恩給法の第一條が効力がないのだといふ解釈は取れないと思ふのです。恩給法の第一條は現存しておる、こ

つある、こういう点についてはどうで
すか。

○政府委員(三橋則雄君) その通りで
す。

○鈴木直人君 そうしますと、先ほど
いわゆる軍人に関するところの恩給権
は今はないというのを言われましたが、
が、どういふ理由で以てないのです
か。

○政府委員(三橋則雄君) それは先ほ
どからたび／＼申上げておられますが
ごとくに、恩給法の特例におきまし
て、第一條に掲げている恩給は給しな
いと、こう書いてあるわけですが、そ
れでこの第一條に掲げられている恩給は
与えられていない、こういうことなん
です。

○鈴木直人君 第一條に掲げていると
ころの恩給は給しないという條文はは
つきりしていますか。特例の中の第一
條に掲げているものは給しないとい
ふに、はつきり規定されております
か。

○政府委員(三橋則雄君) 恩給法の第
一條は公務員及びこれに準ずべき者並
びにその遺族は、本法の定めるところ
により、恩給を受けるの権利を有す
とあります。どういふような恩給を受
ける権利があるかというところは恩給法
の中の第二條以下に規定してあるわけ
です。どういふような要件を具備した場
合においてはどういふような恩給をや
るかというところについては、第二條以
下に書いてあるわけでありまして、そこ
で先ほどから御説明しました普通恩給
につきましても、恩給法の中に書いて
あるわけですが、そういう普通恩給そ
の他一時恩給なんかにつきまして、軍人
に對しましては、こういうような場合

には普通恩給を給す、こういうような
場合においては一時恩給を給す、こ
ういふような場合においては扶助料を給
す。こういうような場合に、恩給法の中
に、つづつと書いてあるわけですが、そ
ういふことを前提といたしまして、
今度は恩給法の特例の第一條によつて、
そういう軍人であることによつて受け
る普通恩給は給しない、こういうこと
がはつきりと書かれたわけですが、

○鈴木直人君 そうしますと、その第
二條以下の部分について、若しこの恩
給法の特例に関する法律という現在の
法律がまあ審議未了にでもなつて、そ
のままになつたという場合は、どん
な恩給法のいわゆる効果が出て来るわ
けですか。

○政府委員(三橋則雄君) 恩給法の特
例は六カ月、講和條約の効力発生後六
カ月いたしますと失効いたします。
で失効いたしますというところ、恩給法
の特例の第一條に掲げられてあるよう
なことは全然なくなつて参ります。そ
うすると恩給法の規定そのものが今度
は新しく動き出すことになるわけだ
と。極端なことを言いますと、少しは
語弊があるかも知れませんが、新し
く立法いたしました、軍人に普通恩給
を給するところ、こう書いたと同じよう
なことになるのです。恩給法に、軍人
にこれの場合に普通恩給を給するとい
ふこと、そのまゝの條文が動いて
来ることに同じことになる、こうい
うことを言つておるわけでありまして、

○鈴木直人君 そうしますと、いわゆ
る六ヶ月のまゝ経過したということ
になりますと、この特例法で一時消
れておつた部分が、もう一度前の法律
そのまゝに生きて来るという解釈です
か。

○政府委員(三橋則雄君) そうです。
そのまゝ、昭和二十一年の二月一日の
恩給法の規定がそのまま動き出すとい
うことです。

○鈴木直人君 そうしますと、ポツ
ダム政令で以て修正された法律が他にも
たくさんありますね。それが、その修
正したポツダム政令が六カ月過ぎてし
まつたならば、そういう他の法律も全
部前の法律の全部文章が生きて来る
と、こういうふうな解釈ですか。

○政府委員(三橋則雄君) 今鈴木委員
の仰せられるのは、法文といたしまし
て……

○鈴木直人君 法文のことばかりを聞
いておるのです。

○政府委員(三橋則雄君) だから私が
申上げることが最後まで聞いて頂き
たいと思つた。

法文といたしましては、改正する場
合に、削除というように書いてしま
うやういふところ、削除して、廃止す
る、こういうことにはしてしまへばこれ
はお話のように疑問は全然ないと思
うのです。先ほど治安維持法の例がご
ざいました、これは確かにそうであ
ります。それは廃止してしまつてある
からです。そういうような法律形式を
こではとつていないのです。そこで今
鈴木委員の言われるような議論も、或
いはあるかも知れませんが、併しな
がら私たちがそういうような解釈はと
つていないのであります。

○鈴木直人君 そうしますと、廃止す
るとか修正するということは具体的
に、或いは削除するということは具
体的に規定されていたのですな特例法に
ついては、そのポツダム政令が効力を
失つた場合には原則として前の法律の
文章がそのまま生きて来る、こういう
解釈をとるわけですか。

○政府委員(三橋則雄君) これは先ほ
どから申上げますように、恩給法の特
例のほかに恩給法があつて、その恩給
法の規定が動くようになりまするの
から、先ほどからそういう解釈をして
おるのではありません。これはもう一つ
私が例を挙げますならば、恩給法の臨時
特例というものが曾つてありました。恩
給法の臨時特例は、最初昭和二十一年
にできましたときには、いろ／＼な條
文がございましたが、その中にこうい
うような趣旨のものがあつた。恩
給法の本来の規定によりますれば、普
通恩給は退職当時の俸給金額を基礎と
して計算されることになつていまし
た。ところが昭和二十一年の恩給法の
臨時特例におきましては、現実に退職
した当時の俸給を以て計算しないで、
それよりもずっと低いところの仮定俸
給を作つてそれによつて、恩給金額を
計算するということになつておつたの
です。そんな法律が臨時特例として出
ていました。その臨時特例がある間は、
たとえ退職当時一万円の俸給をもら
つて、それで恩給金額が計算されるこ
となつておつたとしましても、恩給法
でそうなつておつたとしましても、臨
時特例の規定がある間は、それは三百
円とか五百円少い金額で以て恩給金額
は計算されることになつておつたので
す。ところが特例を廃止されました
現在では、恩給法本来の規定通りに、退
職当時の俸給を基礎として恩給金額を計
算してある。これは鈴木委員も御承知
の通りと思つた。それとこれは少し

も変らないのじやないかと思つた。
○鈴木直人君 そうしますと今度例え
ば財政的見地として……

○松原一彦君 特例を廃止すれば本例
に戻るのだ。

○鈴木直人君 いろ／＼な考慮から、
政府等において、従来の恩給法の支給
と別個のような規定が、法律の規定が
できたという場合には、先程竹下君が
言われるような憲法の違反といひま
すか、既得権を侵害するといひま
す。これは法律の解釈なんだから、当
然その法律というものは始終變つて行
くから、その法律がだん／＼改正され
て行くのだから、それは決して既得権を
侵害するものではない、こういう解釈
になるのですか。

○政府委員(三橋則雄君) 今具体的に
軍人、軍属のかたが受けられており
ます恩給は、先程申上げましたように、傷
病者に対して支給されておるものだけ
であります。従つて普通恩給は給され
ていない。普通恩給を受ける権利は今
はないという現実に立つて私は考へて
おりますが故に、普通恩給を今後与
えることになつた場合、その普通恩給
と与える金額がたとえ少くなくても、既
得権を侵害するといふようなことには
ならないんじやないか。併し傷病者の
現在受けておられますところの恩給を、
これを不当に少くするとか何とかする
と、或いはお話のような既得権の侵害
といふようなことが起るようになるか
と思つた。

○竹下重次君 私は先般来いろ／＼し
つこくお尋ねしましたが今日まで私の
意見というものは言つていないので
す。ただ一つ意見を申しましたのは、官房

長官から諮問委員会ですか、審議会、審議会に旧軍人を入れたほうがいいかどうか、あなたどう思いますかということ、その時にお答えいたしましただけのこと、あと私は意見は言っていないので、次々に疑問が起つて来ますし、初めからの疑問もありましたので、それを実はお尋ねしておるわけなのであります。いろ／＼御丁寧に御説明明頂きましたが、未だに私は、その一度消滅したのだという御説明と、恩給権の根元が残つておるのだという御説明があつて、そこに矛盾を感じておるわけであります。消滅したなら消滅したで、一本でとつて行くならば憲法違反の問題は起らないのです。そこに根元が生きておるのだという御説明があつたので、私は憲法問題は非常に大事だから、これははつきりして頂かなければ困る。こういう氣持で実はお尋ねしておるわけなのであります。法律解釈としても、実に純然たるこれは法律の疑問ですが、恩給法を六十八号の勅令が出たときに改めればよかつたけれども、改めずにそのまま残つておつたんだ、それで以て六十八号が消えるという、それが又元通りに恩給法のほうは動き出すというやうな御説明ですが、これは私も法律解釈として、法律専門家ではありません。四十年前に法律学をやつて随分古くなりますからよくわからないのですけれども、研究もしたいと思いますが、ここで起りましたために、恩給法のその部分に關する分は効力を失つたんだ、失つた分は効力はどこまでも失うことは続けるんじゃないか、失うことが続けるののだ。ただ條文の文字は残つておるけれども、それは死んだものである。

だから六十八号が死んだからといつてそれは復活するということは考えられるものかどうかという疑問を私は今ここで起したのですが、この点はもうすでに御研究になつたことかとも思ひますけれども、もう一遍一つよくお考えを願つたらどうかと思ひますけれど、法律論として私は一応の疑問も起るだろうと思つております。そうでないといふと恩給法の規定と今の六十八号と軋触した分は六十八号のほうが勝つたんだといふやうな一時的現象であるならば、それは恩給法が一時停止されておつたんだといふやうに解釈しなければならぬじやないか、もう消えておつたんだといふならば、やはり消えて続くべきではないかという疑問が起つたのです。実はこれはすでにお考えのこと、御研究のこと、考え直す余地もない、研究する余地もないとおつしやるならばこれは仕方がありませんが、若しそのほうを更に考えてみようといふやうなお考えでもありましたら結構じやないかと私は思ふのです。問題は根元といふ言葉をお使いになりましたのが私は混乱したもとなつておると思ひます。解釈は、消滅したのか停止であるのかといふことについてはいろ／＼私は議論が分れるだらうと思つております。私も先般来停止じやありませんかといふ言葉を使つておりますけれども、私の意見を申し述べておるのではありません。それは御了解になつておると思ひます。これからとくと私も研究しまして、最後の判断を一度は下さなければならんと考えております。

○松原一彦君 関連して……。鈴木氏の御意見もありましたけれども、実は

援護法を作る時分に、厚生委員会ではこの問題を相当政府に突つ込んでたゞした。恩給局からも事務官と課長に来てもらひまして、相当に研究いたしましたときに、恩給局の御答弁はこれは一応は消滅し、停止ではない、これは支給が禁止になつておるものである。併しながら講和條約発効後においてはこれは復活するのであつて、復活する條件は先刻來私の申しておる昭和二十一年法律第三十一号の第二條によつて復活すべきものであるというのが政府の御解釈であります。従つて援護法が一応年金という字を使ひましたけれども、年金という恒久性を持たすべき性質のものではない。これは遺族に對しては當然遺族扶助料という一貫したる法律があるから、これによるべきものであるという解釈で、あれは一カ年限りということに一応なつておるのであります。あれは臨時措置であります。一カ年限りの臨時措置であつて、明年四月一日からは當然根本法である恩給法によつて二百万人の遺族は遺族扶助料を受ける。そういうことで援護法は通つたのであります。私共はそのときにも、所管が違ふということなしきりに申したのであります。遺族とかかゝつては恩給法によつてやるべきものであつて、それが国の當然の信義である。占領中にできないけれども、占領が終ればその法規に戻るものであるということを主張しまして、その解釈の下に、今日厚生省における援護措置は全くの臨時措置として進行いたしておる。その基本に立ちまして、私はこの問題を解釈し、そうして一カ年間の延長を認められたゆえんも、消滅したものの

ならば、政府はこういう法律を出し
になる必要はないのであります。復活
するという前提があればこそ抑えてお
る。ポツダム勅令六十八号を法律に引
き直して、それを六カ月間抑えようと
いうのであります。消滅したならば抑
える必要はないのであります。消滅し
たものをなぜ抑えるか、消滅しないと
いう前提の下に抑えて、この次に、復
活するときに従来通りでは困るから、
何とか処置をしよう、こういうことに
なつておるのであります。であります
から、私はこれは疑う余地のない政府
の解釈だと思つておる。法理論、憲法
論から言うとき大変むずかしい問題になつておるが、法の前には権利は平等であるべ
きものでありますから、文官と武官と
分けて若し取扱を左右にすれば、これ
は今竹下さんの言われる通り、いろ
いろ法理上にも憲法上にも疑義を生じ
ます。けれども、これは私の意見であ
ります。が、何千億という年金を今支給
するわけには行かないし、軍人のかたも
がたからたくさんの請願が出ておるも
のを読みまして、権利は権利として
先ず国の実情に即して老令軍人から先
に、或いは平病死によるところの遺族
に、戦傷病死と同じように扶助料によつ
て給与せられたいというような謙讓な
意見も出ておりますから、これは国民
の了解の下に、国の財政経済の許す範
囲において適當な措置をとらうといふ
政府の考え方に私は同意をしておるの
であります。ただ非常に遺憾なこと
は、そのポツダム勅令という抑えつげ
た勅令が措置がなお六ヶ月間の形の
ままで法律に引直されて、多数の軍人
を窮乏せしめておるといふところに情
り義誠に忍び得ざるものがある。であ

池田蔵相も、必ずしも来年の三月三十一日を待つのにやなく、年度内においても考慮の払われるだけは考慮を払つて、適当な措置をすると思へてくれましたので、私は非常に意を強くして、さうな次第でありましたから、鈴木さんの御意見もあり、中川さんの御意見もありますが、実は昭和十八年末に、軍人だけの恩給法による恩給を受けておつたものが九十二万人あるのであります。これが一遍に仰えつけられて、日清、日露役の古い人までが全部恩給停止になつてゐる。停止という言葉を使ひますれば停止になつてゐる。又子孫の当時の文官は十二万人でありますから、文官の十二万人に対して恩給を失つた人が九十二万であるという実情、これを獨立になつた後までも苦しまねばならぬ理由がどこにあるかという現事論であります。これに即応するようないい措置を、実は一日も早くとつて頂きたいので、まあ根本の解釈は今いろいろありますが、私は根本解釈よりも、現事に即したる手段をとることについて、党派を超えて一つ適当な手段を講じて頂きたいという希望を持つものであります。今恩給局長と押問答をしまして、も、そもそもこの法律を出したゆへんが、すでに復活ということを前提として、この法律だと思ひますから、善後措置を講ずることのほうが急務ではないかかと思ひます。決して私は理窟を申して引延ばそうというのでもなければ、全部そのままここに復活せしめようとするのでもないものであります。どうしたらならばここで軍人恩給という大きな問題の処理ができるであらうかということを委員諸君と共に御懇談申上げ

て、早く結論を見出したいというのが私の希望でありますから、委員長、どうかそのようにお取計らいを頂きたいのであります。

○委員長(河井彌八君) 只今松原委員から、この問題の取扱いについて、急速によい結論を得る方法を懇談会でも開いて検討しようではないかという御意見と了解いたします。私は実はそういう機会の来ること希望しております。今からやりますか、明日にでもいたしますか、お諮りいたします。

○鈴木直人君 この点は財政的な計算もありますしね、又その基礎的なものを……。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始め、本日はこの程度にしておきまして、あとで少し懇談会を試みたいと思いますが、如何でしょうか、そうして明日どうするかをきめたいと思うのですがどうですか。

○竹下豊次君 法律論が根本問題です。特に憲法に関連するとすれば問題ですけれども、やつぱり私の気持の堅持としては、二千億前後というところには政府としては大変な悩みがあるだろうと思っております。實際の世の中の動きというものも、法律問題と一緒に考え合せて行かなければならない。それについては、先ほどちよつと申上げました通り、金額でも減るといふようなことになりましたれば、その理由にはつきりしなければならぬ、わかるように。だから両方並行して懇談を進めてもらうことにしてもよろしいにしようか。

か。

○委員長(河井彌八君) 私はやはり大蔵大臣が来てしつかりした意見を出してくれないと、これは幾ら議論をして見てもまとまらないと思いますが、そこへ眼をつけまして懇談会を開いて、そして委員諸君と十分検討してみたい、かように考えます。大体御異議がないと認めますから、本日はこれを以て散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所